

令和５年度
福祉事務所等生活保護担当職員研修(中堅)
及び面接相談員研修(オンライン開催)

と き：令和５年９月６日（水）～７日（木）
（９月７日は就労支援員研修と合同開催）



氏 名	
-----	--

— 目次 —

1. 実施要項及び日程	1
2. オリエンテーション	4
3. <講 義> 「生活保護の現状等について」	5
4. <講 義> 「地域生活定着支援センター事業について」	32
5. <講 義> 「ストレスマネジメントについて」	53
6. <講 義> 「行政職員としてのケースワーカーについて」	58

ふ だ ん の
く ら し の
し あ わ せ



令和 5 年度

福祉事務所等生活保護担当職員研修（中堅）及び 福祉事務所等面接相談員研修実施要項（オンライン）

- 1 目 的 本研修は、福祉事務所等の生活保護担当職員を対象に、社会福祉の概要、生活保護行政の専門知識及び職務遂行に必要な専門技術の習得を目的とする。また、来訪者に対する面接相談においては、生活保護法の趣旨や他法他施策について専門的な立場から懇切丁寧な応対をする必要がある。本研修において、基礎的な面接技術及び面接能力の向上を図ることを目的とする。
- 2 研修目標 (1) 生活保護行政に携わる職員として専門知識や技術と共に、心得・姿勢を習得する。
(2) グループ討議・情報交換を通して、職員間での連携を図り、支援を進めていく上で必要となるポイントを学ぶ。
- 3 主 催 沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課
沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課
沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター
- 4 受講対象 (1) 生活保護業務を担当する現業員及び面接相談員で、経験年数 1 年以上の者
(2) (1) のほか、福祉事務所長等が受講を必要と認めた者
- 5 定 員 50 人
- 6 研修日程 【1 日目】令和 5 年 9 月 6 日（水） 10：00～15：40（受付 9：30～）
【2 日目】令和 5 年 9 月 7 日（木） 9：50～16：30（受付 9：20～）
※研修内容詳細は別紙プログラム参照
- 7 受講料 無 料
- 8 申込方法・開催要項等のダウンロードについて
・本会ホームページ内「福祉人材研修センター主催の研修（研修管理システム）」から申込。
<https://www.shakyo-kensyu.jp/okinawa/>
※研修申込みには、ID とパスワードが必要となります。事業所登録をした ID とパスワードでログインし、受講申し込みください。ID とパスワードが分からない場合は、事務局へお問合せください。
- 9 受講申込及び事例検討票提出期限
令和 5 年 8 月 28 日（月）必着厳守

10 事例検討票について

2日目 に同封している事例検討票を使用いたしますので、研修管理システムよりダウンロードし、提出方法①～③のいずれかの方法で御提出をお願いします。

提出方法①研修申込時にファイルをアップロードし提出。(事前に事例検討票をデータで作成保存) ※詳しくは、研修管理システム→使い方マニュアル→「申込み時の設問でファイルをアップロードする」をご参照ください。

提出方法②メールで提出。(提出先:kensyuu@okishakyo.or.jp)

提出方法③FAXで提出。(FAX:098-887-1071)

11 受講者の決定・通知等の送付(メール)

・受講が決定した方には、申込時に登録したメールアドレスへ通知いたします。なお、通知は申込締切後、約1週間以内(土日・祝日除く)を目安としております。

また、申込後に受講できない事情が生じた時は、速やかに本センターまで御連絡ください。

12 オンライン (Zoom) による研修参加について

・研修会場へ来場は必要ありません。各所属施設等において研修に参加してください。
・事前に各所属施設においてインターネット環境の確認、使用端末において Zoom で映像や音声ができるか確認をお願いいたします。

・研修に参加される際に、同じ部屋にパソコン及びタブレット端末の複数台で参加される場合は他のパソコン及びタブレット端末を使用する距離をご確認ください。

(ハウリングや他の参加者の声などが混ざることがあります)

※インターネットにおいて Zoom が閲覧できる環境であれば問題ありません。タブレット端末による視聴も可能です。

なお、パソコンで Zoom 研修へ参加される方は、次の3つの機器が必要です。

①ウェブカメラ

②マイク (WEB カメラに内蔵されているマイクでも構いません。)

③スピーカーまたはヘッドセットやイヤホン

・その他オンライン参加で、気になる点がある際は、事務局までお問い合わせください。

13 個人情報の取扱および「オンライン研修受講利用規約」への同意について

・受講申込にあたり、本会が収得した個人情報は、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他の目的に利用することはありません。

・また、お申し込みの際に掲載されている「本会オンライン研修受講利用規約」に同意された方を受講対象とさせていただきます。

※詳しくは、申込時に本会研修管理システムをご参照ください。

14 申込・問い合わせ先 沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター (担当: 福原)

〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1 西棟3F

TEL 098-882-5703 FAX 098-887-1071

Mail: kensyuu@okishakyo.or.jp

令和5年度 福祉事務所等生活保護担当職員研修（中堅）

（オンライン開催）研修内容及び日程

期日	時 間	内 容	
① 9月6日（水）	9:30～9:50	受 付（Zoom 入室）	
	9:50～10:00	開講式・オリエンテーション	
	10:00～11:00 (60分)	【講義】 「生活保護の現状と課題」	沖縄県子ども生活福祉部 参事 成瀬 拓 氏
	11:00～11:10	休 憩	
	11:10～12:00 (50分)	【講義】 「地域生活定着支援センター事業について」	沖縄県社会福祉協議会 地域生活定着支援センター 所長 與儀 あき
	12:00～13:00	昼 食	
	13:00～14:30 (90分)	【講義】 「ストレスマネジメントについて」	ハタワークス 代表 大城 朝野 氏
	14:30～14:40	休 憩	
	14:40～15:40 (60分)	【講義・演習】 「生活保護業務における面接相談」	沖縄県身体障害者更生相談所 所長 新城 正志 氏
② 9月7日（木）	9:20～9:40	受 付（Zoom 入室）	
	9:40～9:50	オリエンテーション (福祉事務所等生活保護就労支援員研修と合同開催)	
	9:50～10:50 (60分)	(仮題) 【講義】 「生活困窮者自立支援制度について」	沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課 主任 栗国 宏文 氏
	10:50～11:00	休 憩	
	11:00～12:00	「沖縄県被保護者就労準備支援事業から見える就労支援について」	沖縄県就職・生活支援 パーソナルサポートセンター南部 就労準備支援員 宮城 彰彦 氏
	12:00～13:00	昼 食	
	13:00～16:30 (210分)	(仮題) 【講義・演習】 「生活保護における就労支援～就労支援をよりよいものにするために～」 【グループ討議】 「事例検討（模擬カンファレンス）」	明治学院大学 教授 新保 美香 氏
	16:30～	閉講・アンケート	

※ 9月7日（木）の研修は「福祉事務所等生活保護就労支援員研修」と合同開催となります。

開講式・オリエンテーション

オリエンテーション

*** 研修開始にあたって ***

(1) 研修資料について

メールでお送りした資料は次のとおりです。

① 研修ノート ②オンライン研修の手引き

(2) 研修日程及び時間について

研修内容及び日程表（P 3）のとおりです。

(3) アンケートのお願いについて

今後の本研修会充実のため、アンケートに御協力ください。

研修閉講後に、下記 QR コードまたはメールに添付しております URL から
アンケートフォームへ回答をお願いいたします。

回答期限：令和 5 年 9 月 22 日（金）

アンケート



(4) 研修中の不具合等について

研修中に不具合等が起きた場合は、Zoom のチャットまたは下記携帯までご連絡
ください。

携帯：080-1712-9184

○その他御不明な点は、事務局までお尋ねください。

【講 義】

「生活保護の現状等について」

沖縄県子ども生活福祉部

参 事 成瀬 拓 氏



生活保護の現状等について

令和5年9月

(1) 我が国の現状等

社会保障制度とは

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネット。
社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生からなり、人々の生活を生涯にわたって支えるものである。

① 社会保険(年金・医療・介護)

国民が病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故(保険事故)に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度

- 病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることができる医療保障
- 老齢・障害・死亡等に伴う稼働所得の減少を補填し、高齢者、障害者及び遺族の生活を所得面から保障する年金制度
- 加齢に伴い要介護状態となった者を社会全体で支える介護保障

② 社会福祉

障害者、母子家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度

- 高齢者、障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう、在宅サービス、施設サービスを提供する社会福祉
- 児童の健全育成や子育てを支援する児童福祉 など

③ 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度

- ◎健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度

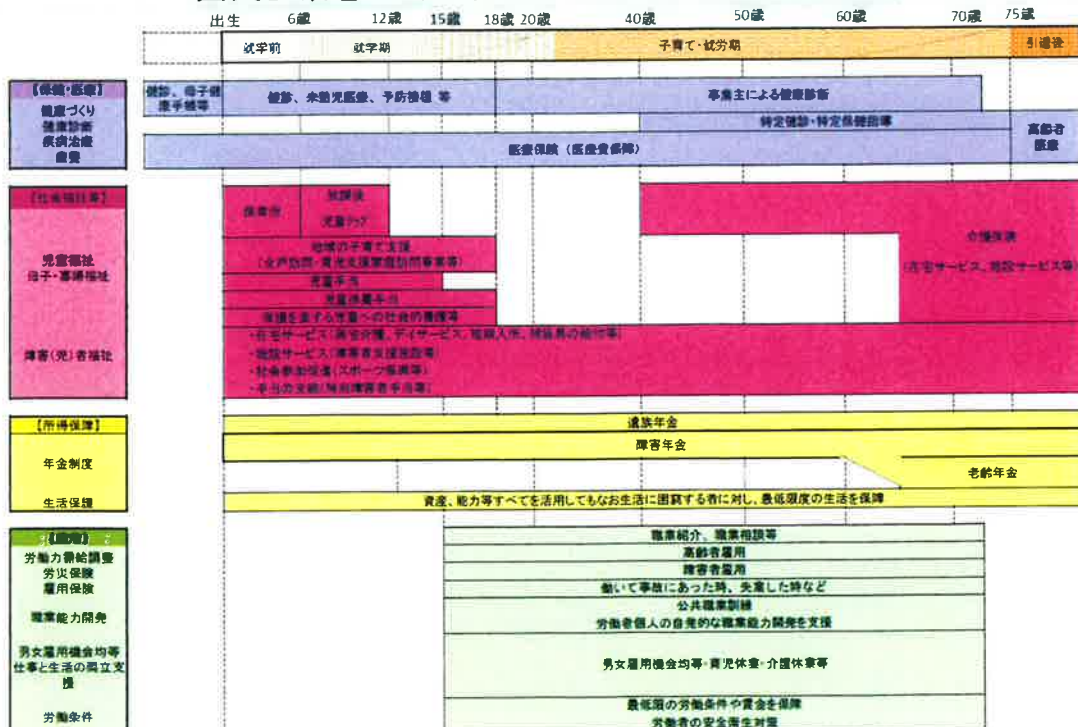
④ 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度

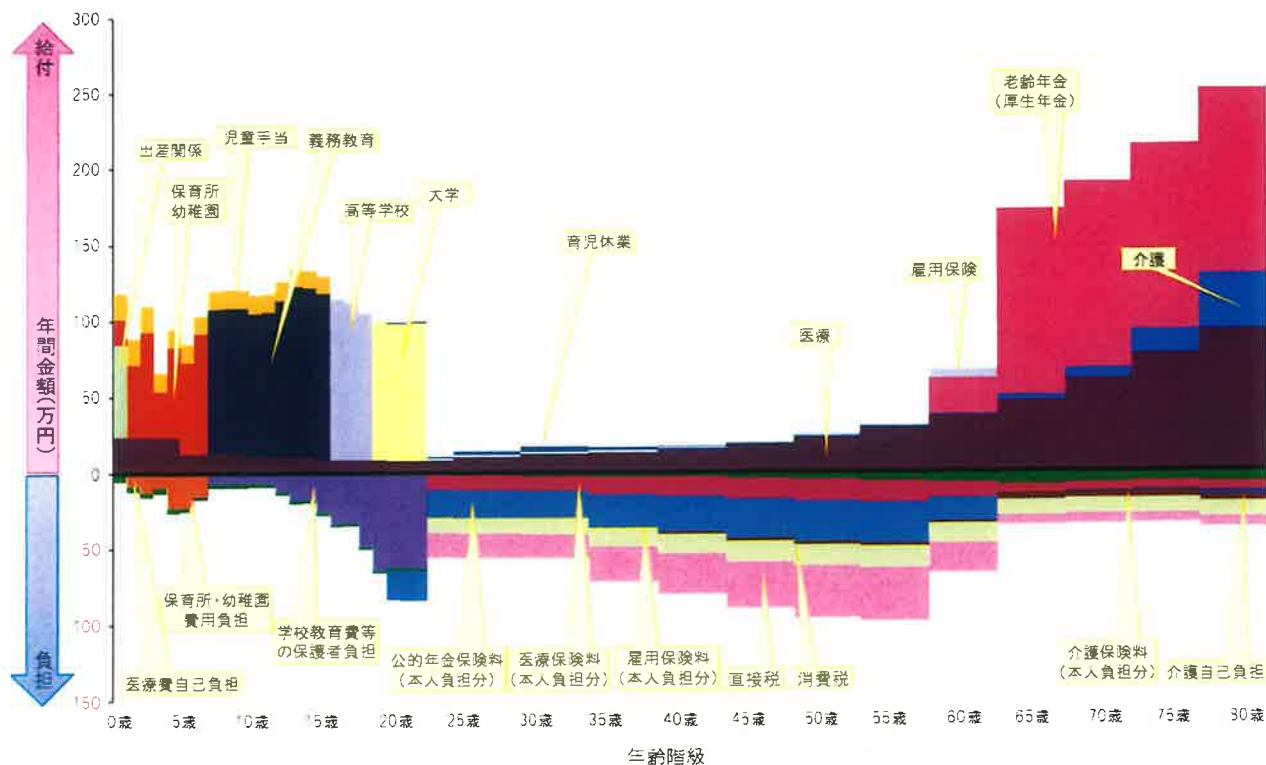
- 医師その他の医療従事者や病院などが提供する医療サービス
- 疾病予防、健康づくりなどの保健事業
- 母性の健康を保持、増進するとともに、心身ともに健全な児童の出生と育成を増進するための母子保健
- 食品や医薬品の安全性を確保する公衆衛生など

※これらの分類については、昭和25年及び昭和37年の社会保障制度審議会の勧告に沿った分類に基づいている。

国民生活を生涯にわたって支える社会保障制度



ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ



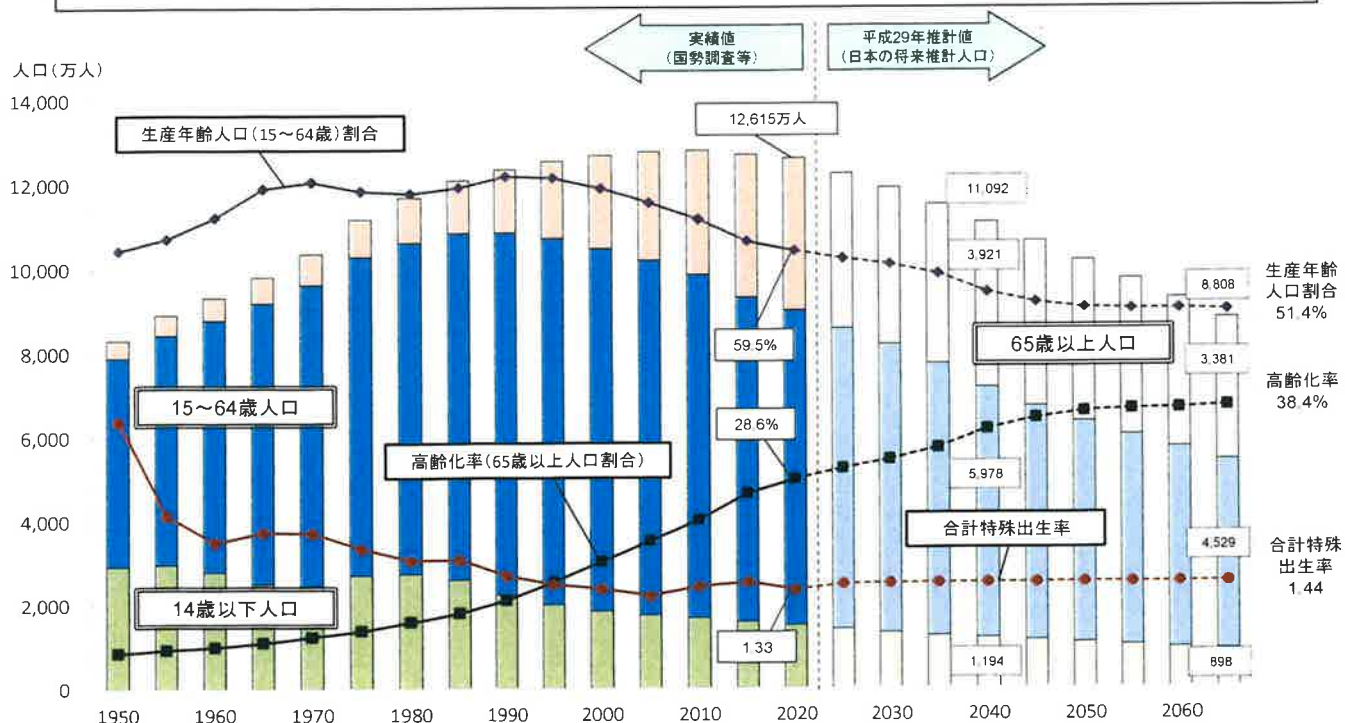
資料出所: 各種統計を基に、厚生労働省において推計

(注) 平成30年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに「人当たりの額」を計算している

4

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。

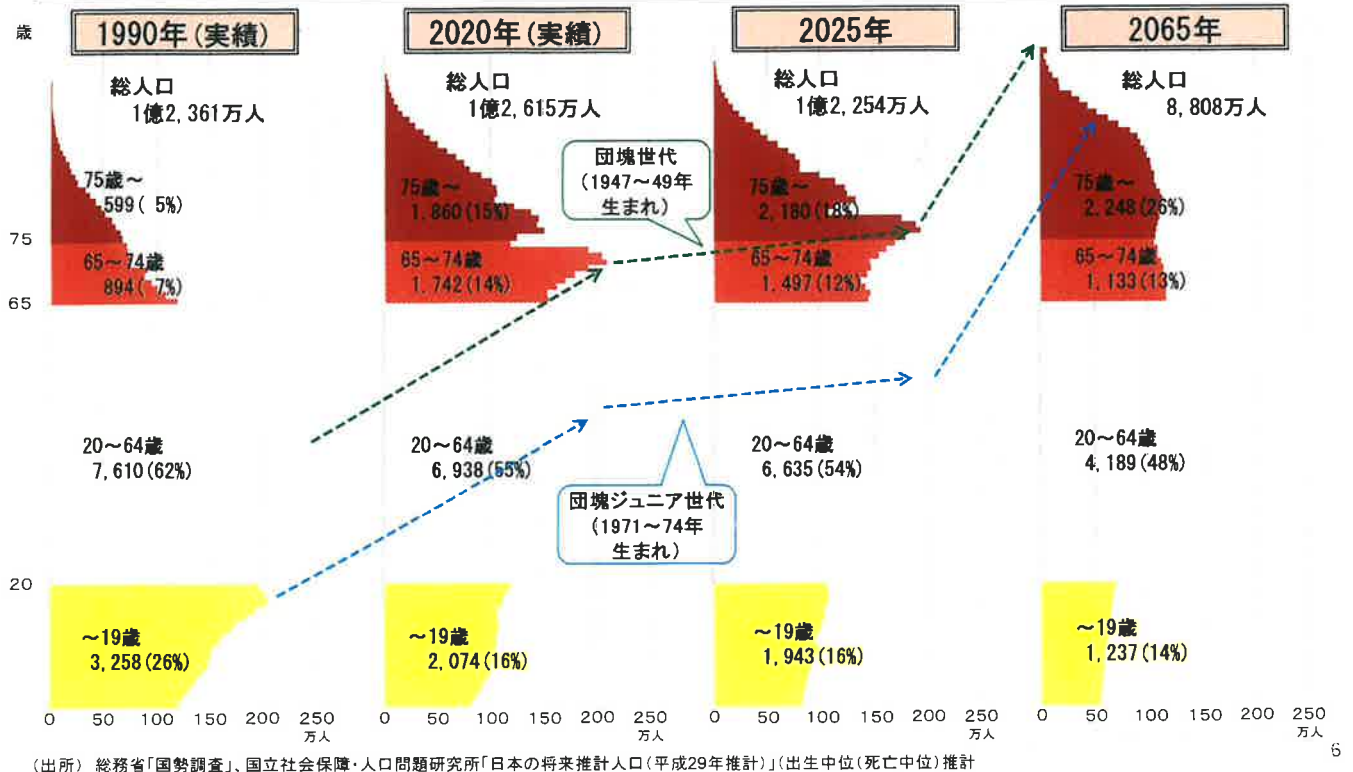


(出所) 2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

5

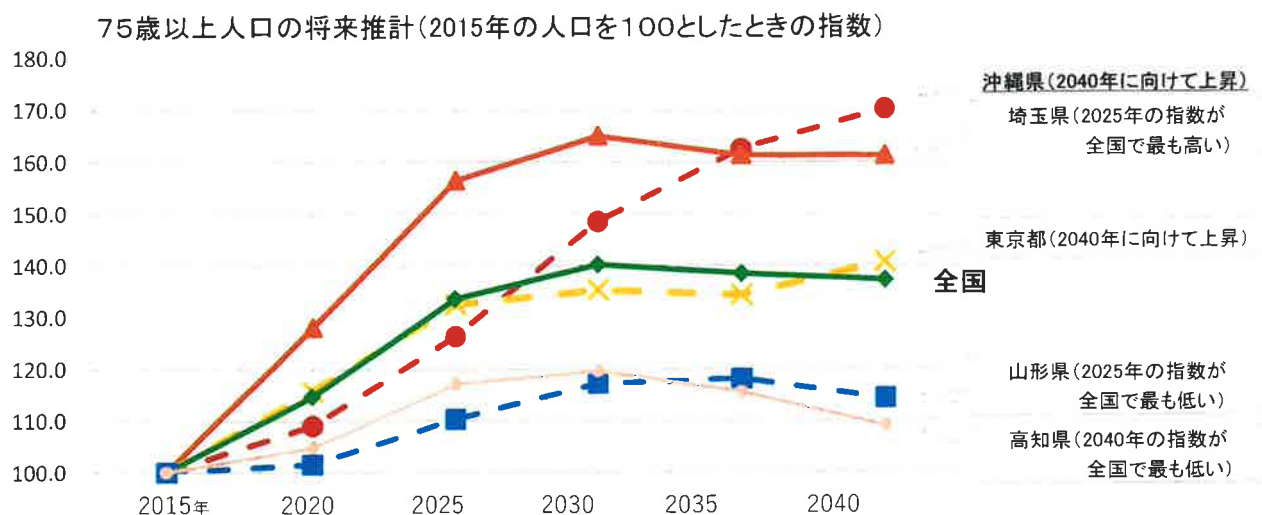
日本の人口ピラミッドの変化

- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2065年には、人口は8,808万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約38%となる。



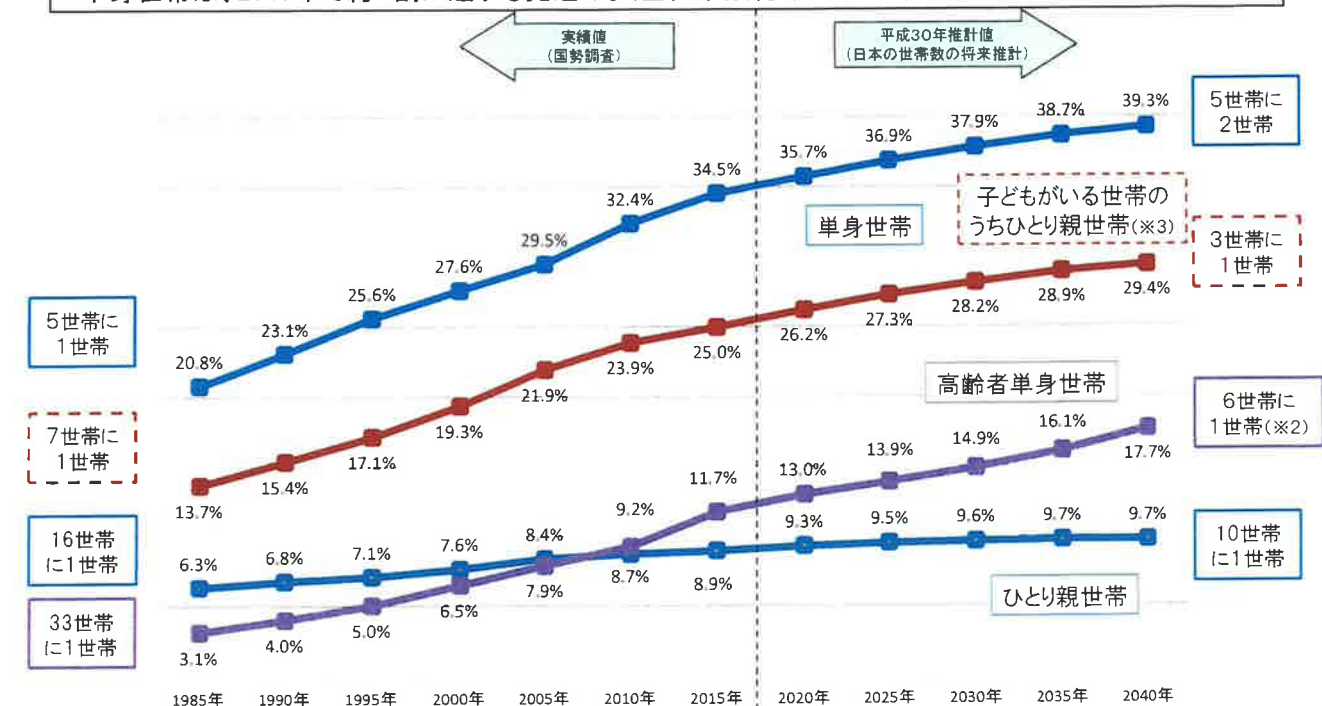
2015年から2040年までの各地域の高齢化

- 75歳以上人口は、多くの都道府県で2025年頃までは急速に上昇するが、その後の上昇は緩やかで、2030年頃をピークに減少する。
※2030年、2035年、2040年でみた場合、2030年にピークを迎えるのが28道府県、2035年にピークを迎えるのが14県
※沖縄県、東京都、神奈川県、滋賀県では、2040年に向けてさらに上昇
- 2015年から10年間の伸びの全国計は、1.34倍であるが、埼玉県、千葉県では、1.5倍を超える一方、山形県、秋田県では、1.1倍であるなど、地域間で大きな差がある。



世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。
単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

(※3) 子どもがいる世帯のうちひとり親世帯＝ひとり親と子の世帯／(夫婦と子の世帯＋ひとり親と子の世帯)。また、子については、年齢にかかわらず、世帯主との続柄が「子」である者を指す。

2

(2) 生活保護制度の概要 等

生活保護制度の位置づけ（法体系）

日本国憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補正性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

10

生活保護の目的、被保護者の生活上の義務

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）

【法律の目的】

第1条

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、

① 国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する

とともに、

② その自立を助長する

ことを目的とする。

【被保護者の生活上の義務】

第60条

被保護者は、

① 常に、能力に応じて勤労に励み、

② 自ら、健康の保持及び増進に努め、

③ 収入、支出、その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、

④ その他生活の維持及び向上

に努めなければならない。



11

生活保護の「基本原理」と「原則」

4つの「基本原理」

- ①最低限度の生活の保障と自立の助長
…憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具現化するもの
- ②無差別平等
…原因を問わない
- ③健康で文化的な生活水準
- ④保護の補足性
…資産、能力その他あらゆるものを活用することが要件
…扶養義務者による扶養や他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先

4つの「原則」

- ①申請保護の原則
…要保護者、その扶養義務者又は同居の親族の申請に基づいて開始
- ②基準及び程度の原則
…要保護者の需要を基とし、その者の金銭・物品で満たすことのできない不足分を補う
…要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他の事情を考慮した最低限の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつこれを超えないもの
- ③必要即応の原則
…要保護者の年齢別、性別、健康状態等個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮
- ④世帯単位の原則

12

生活保護の種類と内容

生活保護は、生活を営む上で生じる費用の種類に応じた8つの扶助からなる。

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助 《法12条、31条》	○基準額は、 〈1類費〉食費等の個人的費用 〈2類費〉光熱水費等の世帯共通 的費用を合算して算出 ○10月から4月のうち 地域に応じて5ヶ月から7ヶ月間冬季加算を支給 ○障害者や有子世帯への加算(母子加算等)など各種加算を支給 ○臨時的な需要にも対応(一時扶助)
アパート等の家賃	住宅扶助 《法14条、33条》	上限を定めた上で実費を支給
義務教育を受けるために 必要な学用品費	教育扶助 《法13条、32条》	学用品費として一定額支給し、給食費、教材代等について実費支給
医療サービスの費用	医療扶助 《法15条、34条》	〔現物給付〕本人負担なし(10割分を医療機関に支払い)
介護サービスの費用	介護扶助 《法15条の2、 34条の2》	〔現物給付〕本人負担なし (1割負担分を介護事業者へ支払。保険料は生活扶助で支給。)
出産費用	出産扶助 《法16条、35条》	上限を定めた上で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等の就学費用を含む)	生業扶助 《法17条、36条》	授業料や資格検定費用等について上限を定めた上で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助 《法18条、37条》	上限を定めた上で実費を支給

13

◎ 生活扶助額の例 (令和5年4月1日現在)

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	158,760円	139,630円
高齢者単身世帯(68歳)	77,980円	66,300円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,480円	106,350円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	190,550円	168,360円

※ 児童養育加算、母子加算、
冬季加算(VI区の5/12)を含む。

(注)上記以外に、その世帯の状況や必要な事情に応じて、「冬季加算」などの各種加算や「住宅扶助費(家賃)」や「教育扶助費(教育費)」が現金給付されるとともに、「医療扶助費(医療費)」や「介護扶助費(介護費)」が現物給付される。

◎ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(保護の実施機関)が実施。
- ・ 保護の実施機関は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを配置。
- ・ 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

14

福祉事務所とケースワーカー

1. 福祉事務所

【設置主体】都道府県と市が、福祉事務所を設置。町村は、任意設置。

【所掌事務】

市町村福祉事務所…生活保護、老人福祉、障害者福祉、児童福祉など

都道府県福祉事務所…生活保護中心

【か所数】

1,250カ所(都道府県205、市999、町村46)(令和4年4月1日現在)

2. ケースワーカー

福祉事務所には、被保護者の訪問指導、面接相談、各種調査や生活指導を行う現業員(ケースワーカー)が配置されている。

【定数の標準数】<社会福祉法第16条>

市…被保護世帯数が240以下の場合:標準数3、被保護世帯数が80増すごとに1追加

都道府県…被保護世帯390以下の場合:標準数6、被保護世帯数が65増すごとに1追加

【配置状況】

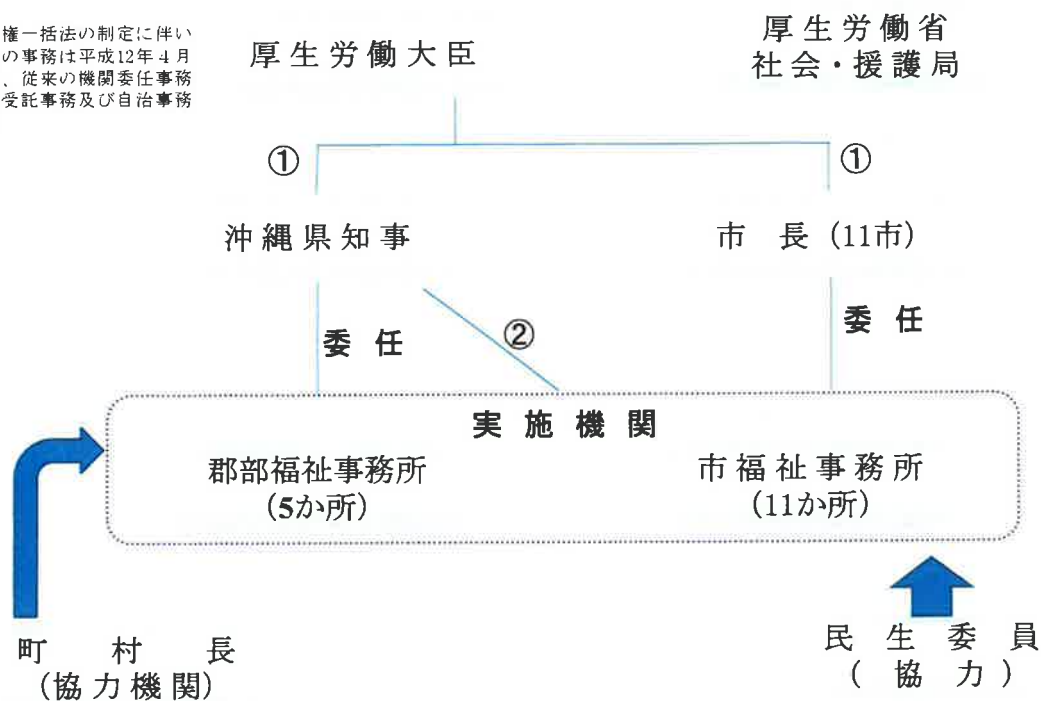
全国の生活保護担当のケースワーカー数:19,292人(令和4年総務省地方公共団体定員管理調査)

ケースワーカー1人当り受け持ち世帯数:84.8世帯

15

生活保護の実施体制

※地方分権一括法の制定に伴い
生活保護の事務は平成12年4月
1日より、従来の機関委任事務
から法定受託事務及び自治事務
へと変更



- ① 法定受託事務の委託、指導監査、技術的助言・勧告・是正の指示等
- ② 監査指導、技術的助言・勧告・是正の指示等

16

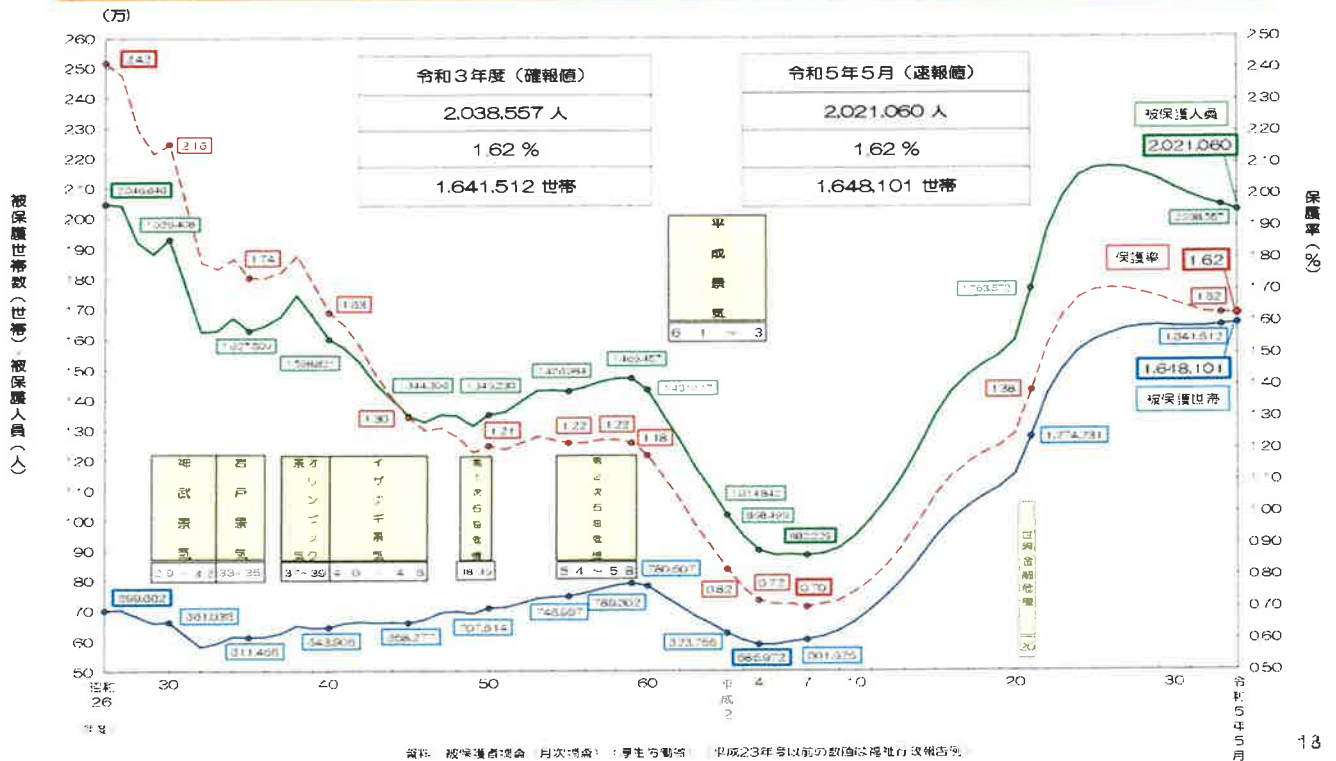
(3) 全国における生活保護の現状

17

被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

○生活保護受給者数は約202万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。

○生活保護受給世帯数は約165万世帯。対前年同月比で母子世帯は減少傾向が続いており、その他の世帯は令和2年6月以降増加傾向に転じている。

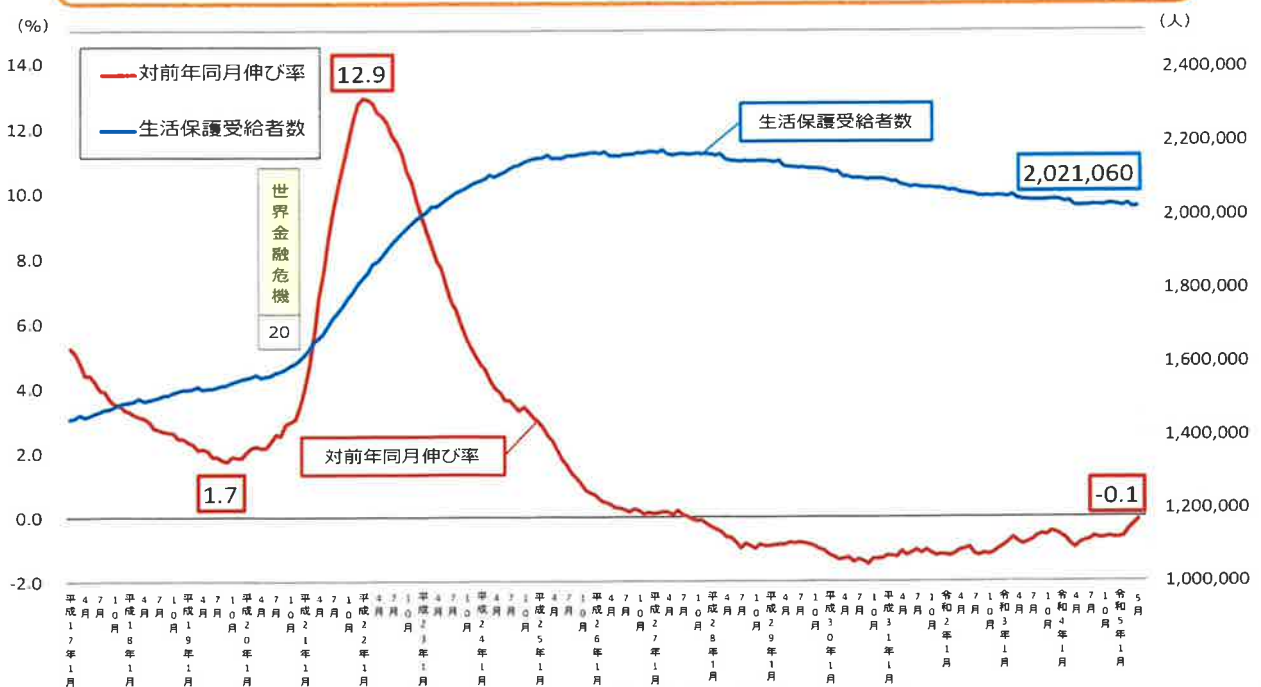


生活保護受給者数の推移

○生活保護受給者数は令和5年5月現在で202万1,060人となっている。

世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。

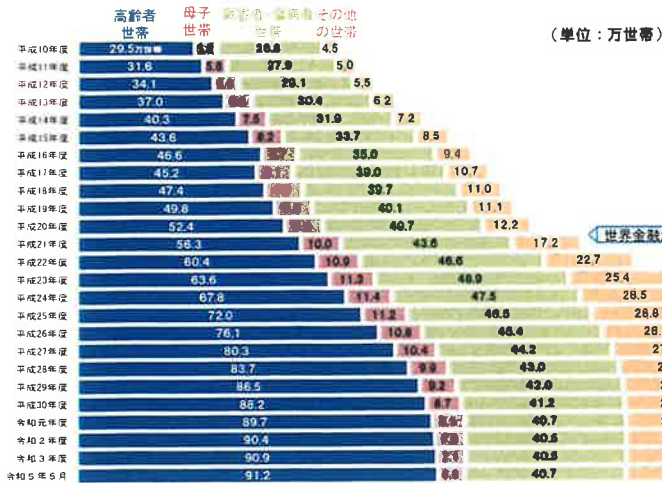
○令和5年5月の対前年同月伸び率は▲0.1%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が続いており、過去10年間でも低い水準となっている。



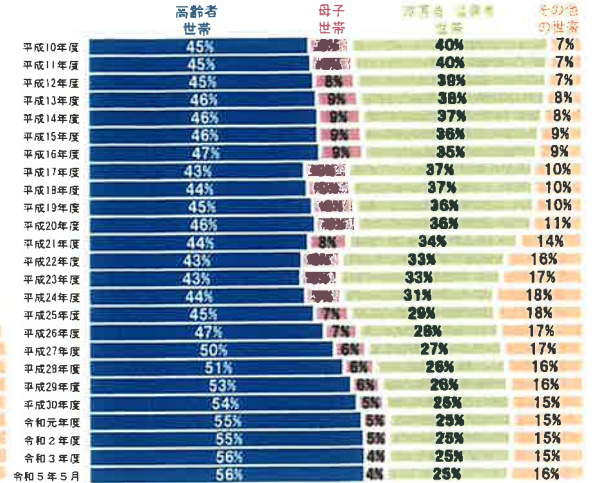
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
「母子世帯」は減少傾向となっているが、「その他の世帯」は令和2年6月以降、増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の92.6%が単身世帯（令和5年5月）。
注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和5年5月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯 男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯 世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯 上記以外の世帯

20

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）（令和4年4月以降は速報値）

※ 総数には保護停止中を含む。

21

生活保護の最近の状況

生活保護の申請件数について前年同月比をみると、令和2年度は4月に25%と大きく増加した後、雇用調整助成金、生活福祉資金貸付制度の特例貸付や住居確保給付金など、新型コロナウイルス感染症に係る各支援措置の効果もあり、5月～8月は減少したが、その後増減を繰り返し、令和4年5月～11月に7か月連続で増加していたが、12月は減少に転じた。令和5年1月からは増加している。

■生活保護受給者数

	令和4年								令和5年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
生活保護受給者数(万人)	202.3	202.3	202.4	202.5	202.4	202.4	202.7	202.7	202.4	202.2	202.8	201.8	202.1
対前年同月比(%)	▲0.8	▲0.8	▲0.7	▲0.6	▲0.7	▲0.7	▲0.6	▲0.7	▲0.7	▲0.6	▲0.4	▲0.3	▲0.1
対前月比(%)	▲0.02	0.002	0.01	0.1	▲0.03	▲0.01	0.1	0.01	▲0.1	▲0.1	0.3	▲0.5	0.1

■生活保護受給世帯数

	令和4年								令和5年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
生活保護受給世帯数(万世帯)	164.0	164.1	164.2	164.4	164.4	164.4	164.7	164.7	164.5	164.3	164.7	164.4	164.8
対前年同月比(%)	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	0.4	0.5
対前月比(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	▲0.01	0.02	0.1	0.01	▲0.1	▲0.1	0.3	▲0.2	0.3

■保護の申請件数

	令和4年								令和5年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
保護の申請件数	20,353	20,881	22,016	20,562	21,368	19,700	21,433	17,706	20,095	19,321	24,493	19,633	22,680
対前年同月比(%)	10.6	7.2	6.1	7.1	6.0	5.2	1.6	▲0.3	3.9	20.5	23.7	10.6	11.4
対前月比(%)	14.6	2.6	5.4	▲6.6	3.9	▲7.8	8.8	▲17.4	13.5	▲3.9	26.8	▲19.8	15.5

■保護開始世帯数(決定件数)

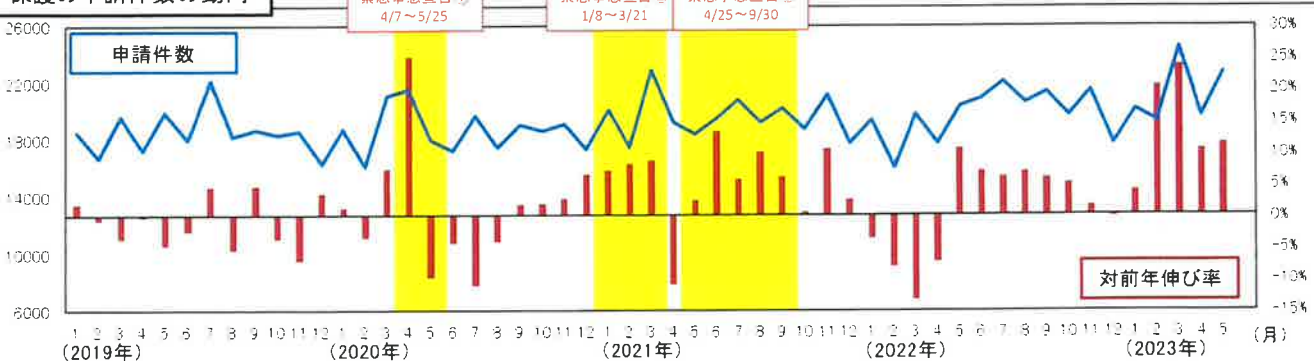
	令和4年								令和5年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
保護開始世帯数	17,039	17,935	18,489	17,555	18,397	17,716	19,522	17,532	15,937	17,300	22,190	17,851	19,847
対前年同月比(%)	9.2	5.4	7.5	8.8	3.2	6.5	5.8	▲0.7	1.6	13.6	25.0	13.9	16.5
対前月比(%)	8.7	5.3	3.1	▲5.1	4.8	▲3.7	10.2	▲10.2	▲9.1	8.6	28.3	▲19.6	11.2

※令和4年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査(月次調査)」(厚生労働省)

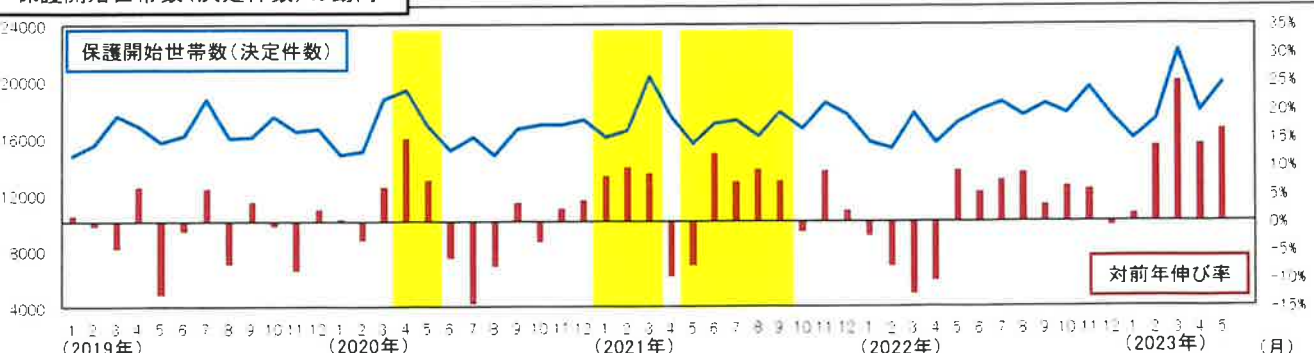
22

新型コロナ感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

保護の申請件数の動向



保護開始世帯数(決定件数)の動向



生活に困窮する外国人に係る生活保護の取扱いについて

- 生活保護の支給対象となる外国人からの申請があった場合には、日本人からの申請があった場合と同様、その者の資産や収入等に関する調査を実施するとともに、下記のような取組を行うことにより、適正な支給に努めている。
- ・ 有効な在留カード等の提示を求める
 - ・ 保護の実施機関から都道府県に報告し、都道府県は、その者の属する国の代表部又は領事館等から必要な保護を受けることができないことを確認
 - ・ 事後的に不正受給等が発覚した場合には返還を求める
- また、入管法上、貧困者等で生活上国又は地方自治体の負担となるおそれのある者は入国できないとされており、法務省においても、入国者の身元保証人の収入や本人の生計維持能力について厳正に審査を行っている。
- ※ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）（抄）
（上陸の拒否）第五条 三 貧困者、放浪者等で生活上国又は地方公共団体の負担となるおそれのある者
- 特に入国直後の外国人からの生活保護の申請については、その者が在留資格の取得時に入管当局に提出した資料（身元保証人の収入や本人の生計維持能力を証明する書類）の提出を求めることとし、入国要件及び生活保護の要件を満たすかを厳密にチェックしている。

【世帯主が日本国籍を有さない生活保護受給世帯数】 [単位：世帯]

調査年	被保護外国人世帯数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ブラジル	その他
平成24年（年次）	44,204	29,293	4,584	5,114	1,382	3,831
平成25年（年次）	44,985	29,549	4,771	5,358	1,520	3,787
平成26年（年次）	45,260	29,674	4,868	5,440	1,449	3,829
平成27年（年次）	44,965	29,482	4,966	5,333	1,396	3,788
平成28年（年次）	45,248	29,704	5,117	5,303	1,371	3,753
平成29年（年次）	45,503	29,696	5,260	5,268	1,418	3,859
平成30年（年次）	45,107	29,414	5,405	5,123	1,379	3,786
令和元年（年次）	44,852	29,109	5,496	4,968	1,415	3,864
令和2年（年次）	45,623	28,952	5,744	5,125	1,679	4,123
令和3年（年次）	46,003	28,700	5,980	5,165	1,803	4,355

資料：被保護者調査 年次調査 各年7月末日現在（平成23年までは被保護者全国一斉調査）
（平成22年までは各年7月1日現在）

被保護世帯数（全体）は、約162万世帯（令和3年7月末日現在）。

【世帯主が日本国籍を有さない生活保護受給世帯に属する人員の推移】

		[単位：人]
平成24年度（月平均）	74,736	
25年度（月平均）	75,248	
26年度（月平均）	74,386	
27年度（月平均）	72,995	
28年度（月平均）	72,014	
29年度（月平均）	70,762	
30年度（月平均）	68,967	
令和元年度（月平均）	67,143	
2年度（月平均）	67,729	
3年度（月平均）	67,380	
令和5年5月（速報値）	65,807	

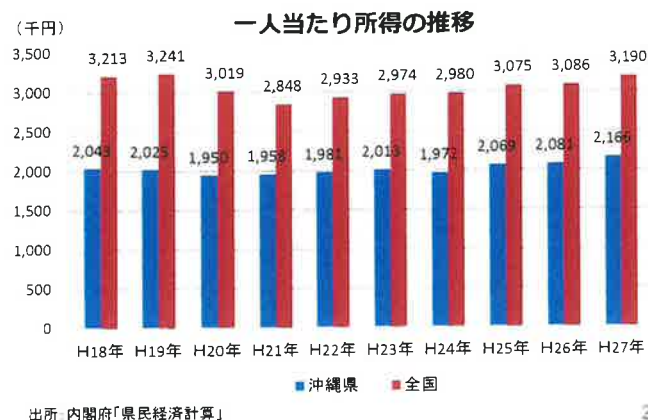
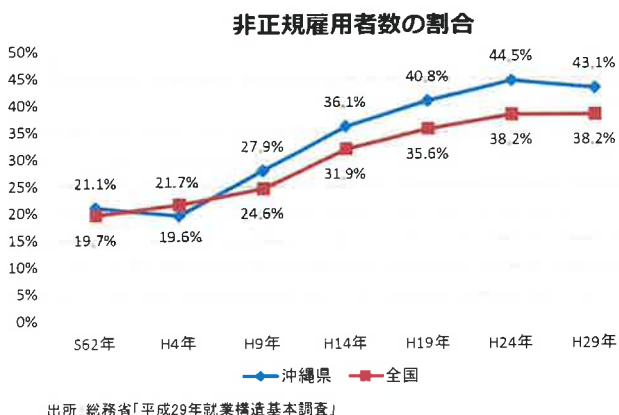
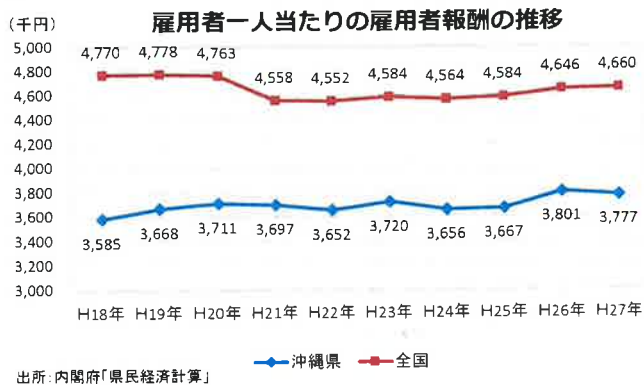
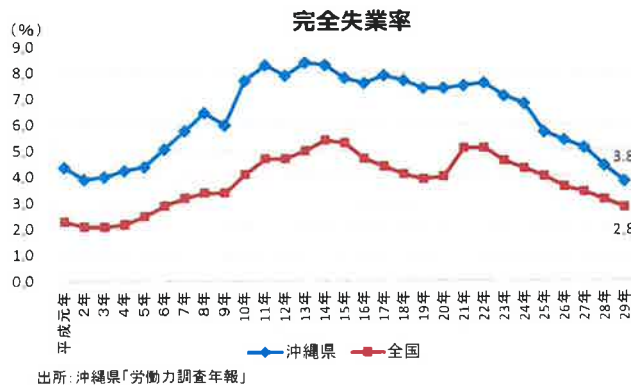
資料：厚生労働省「被保護者調査（平成23年度以前は福祉行政報告例）」
（注）世帯主が日本国籍を有していない世帯の人員であり、例えば、外国人の配偶者や子として日本人が含まれている場合がある。

被保護人員数（全体）は約202万人（令和5年5月（速報値））。

24

（4）沖縄県における生活保護の状況

沖縄の経済雇用情勢



26

沖縄の子どもを取り巻く現状

指 標	沖縄	全国	順位
※参考指標			
子どもの貧困率（沖縄H26年、令和2年）	29.9%	13.5%	—
子どもがいる大人が1人の世帯の貧困率（沖縄H26年、全国H27年）	58.9%	50.8%	—
10代の出産割合（令和元年）	2.2%	0.9%	1位
離婚率（人口千人当たり）（令和2年度）	2.37件	1.57件	1位
母子世帯出現率（沖縄H30年、全国H27年）	4.88%	2.47%	—
中学校卒業後進路未決定率（令和2年3月卒）	1.4%	0.7%	1位
高等学校の中途退学率（令和2年度）	1.7%	1.1%	1位
高等学校進学率（令和2年3月卒）	97.5%	98.8%	47位
大学等進学率（令和2年3月卒）	40.8%	55.8%	47位
若年無業者率（令和2年）	4.1%	2.8%	—
※参考 小学校の不登校児童数（児童千人当たり）（令和元年度）	12.4人	8.3人	—
※参考 中学校の不登校生徒数（生徒千人当たり）（令和元年度）	44.3人	39.4人	—
※参考 高等学校の不登校生徒数（生徒千人当たり）（令和元年度）	27.3人	15.8人	—

沖縄県の生活保護現状(令和5年5月時点)

- 生活保護世帯数 31,839世帯(過去最高)
- 生活保護受給者数 39,475人(過去最高)
- 保護率 26.63%(沖縄県の保護率は昭和40年代に30%以上を記録したことがある。)
- 生活保護受給者の半数以上が高齢者世帯
- 沖縄県でも全国と同様、高齢者世帯の割合が増加し、平成28年6月、初めて半数を超えた(50.1%)。
(※全国では、平成28年3月、初めて高齢者世帯の割合が半数を超えた(50.8%))
- 全国と同様地域差があり、管内福祉事務所間の保護率にも差がある。(最低9.17%～最高42.15%)

		被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
沖縄県	世帯数	31,839	18,437	1,107	5,139	3,711	3,445
	構成割合(%)	100.0	57.9	3.5	16.1	11.7	10.8
全国	世帯数	1,648,101	911,674	64,503	218,194	189,096	256,916
	構成割合(%)	100.0	55.4	4.0	13.3	11.5	15.6

23

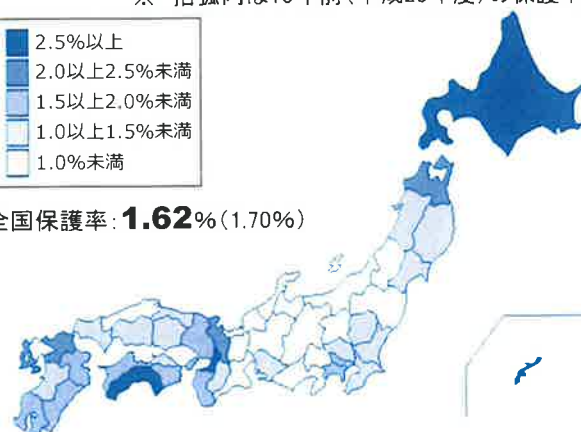
都道府県別保護率(令和5年5月時点)

1 大阪府	3.04% (3.42%)	26 鳥取県	1.19% (1.29%)
2 北海道	2.93% (3.17%)	27 香川県	1.08% (1.17%)
3 沖縄県	2.69% (2.40%)	28 岩手県	1.05% (1.11%)
4 高知県	2.55% (2.85%)	29 栃木県	1.04% (1.07%)
5 福岡県	2.32% (2.61%)	30 愛知県	1.03% (1.07%)
6 青森県	2.29% (2.28%)	31 山口県	1.02% (1.20%)
7 京都府	2.09% (2.39%)	32 茨城県	1.01% (0.89%)
8 長崎県	2.02% (2.23%)	33 福島県	0.97% (0.87%)
9 東京都	1.97% (2.20%)	34 新潟県	0.96% (0.89%)
10 鹿児島県	1.84% (1.95%)	35 静岡県	0.91% (0.80%)
11 兵庫県	1.82% (1.94%)	36 佐賀県	0.91% (0.95%)
12 徳島県	1.76% (1.91%)	37 三重県	0.90% (0.97%)
13 大分県	1.67% (1.74%)	38 山梨県	0.87% (0.76%)
14 神奈川県	1.66% (1.72%)	39 島根県	0.82% (0.88%)
15 宮崎県	1.60% (1.59%)	40 群馬県	0.79% (0.72%)
16 和歌山県	1.59% (1.53%)	41 滋賀県	0.79% (0.81%)
17 愛媛県	1.50% (1.59%)	42 山形県	0.74% (0.64%)
18 千葉県	1.43% (1.29%)	43 石川県	0.64% (0.65%)
19 広島県	1.43% (1.72%)	44 岐阜県	0.59% (0.59%)
20 熊本県	1.39% (1.46%)	45 福井県	0.57% (0.50%)
21 秋田県	1.39% (1.47%)	46 長野県	0.54% (0.54%)
22 奈良県	1.38% (1.49%)	47 富山県	0.42% (0.33%)
23 埼玉県	1.34% (1.31%)		
24 宮城県	1.34% (1.18%)		
25 岡山県	1.27% (1.36%)		

※ 括弧内は10年前(平成25年度)の保護率



全国保護率: 1.62% (1.70%)



(参考)

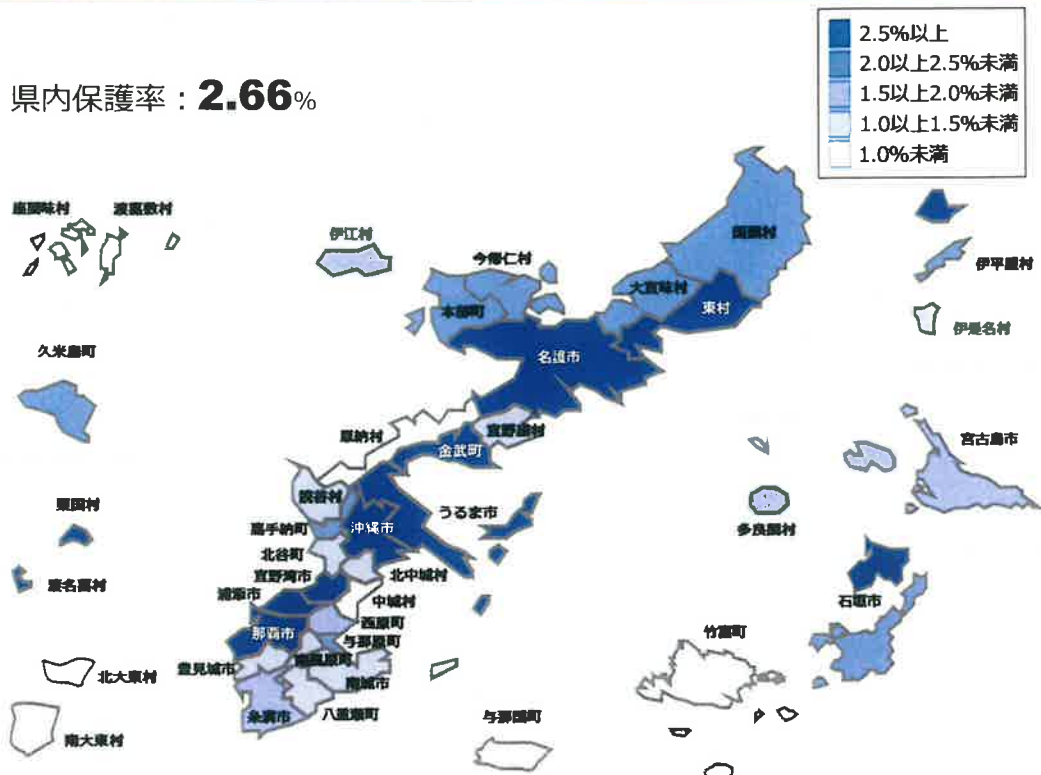
※ 指定都市・中核市分は各都道府県に含まれている

指定都市 上位5市		中核市 上位5市	
1 大阪市	4.74% (5.64%)	1 函館市	4.49% (4.73%)
2 札幌市	3.61% (3.83%)	2 那覇市	4.23% (3.61%)
3 堺市	3.00% (3.09%)	3 尼崎市	3.70% (4.02%)
4 神戸市	2.80% (3.18%)	4 旭川市	3.55% (3.93%)
5 京都市	2.78% (3.23%)	5 東大阪市	3.37% (4.18%)
指定都市 下位5市		中核市 下位5市	
16 仙台市	1.73% (1.63%)	58 松本市	0.78% -
17 新潟市	1.52% (1.43%)	59 豊橋市	0.70% (0.65%)
18 さいたま市	1.44% (1.60%)	60 富山市	0.65% (0.42%)
19 静岡市	1.40% (1.23%)	61 岡崎市	0.64% (0.57%)
20 浜松市	0.92% (0.94%)	62 豊田市	0.55% (0.58%)

資料: 被保護者調査 月次調査(厚生労働省)をもとに作成
※ 令和5年5月分は速報値

県内市町村別保護率(令和5年5月時点)

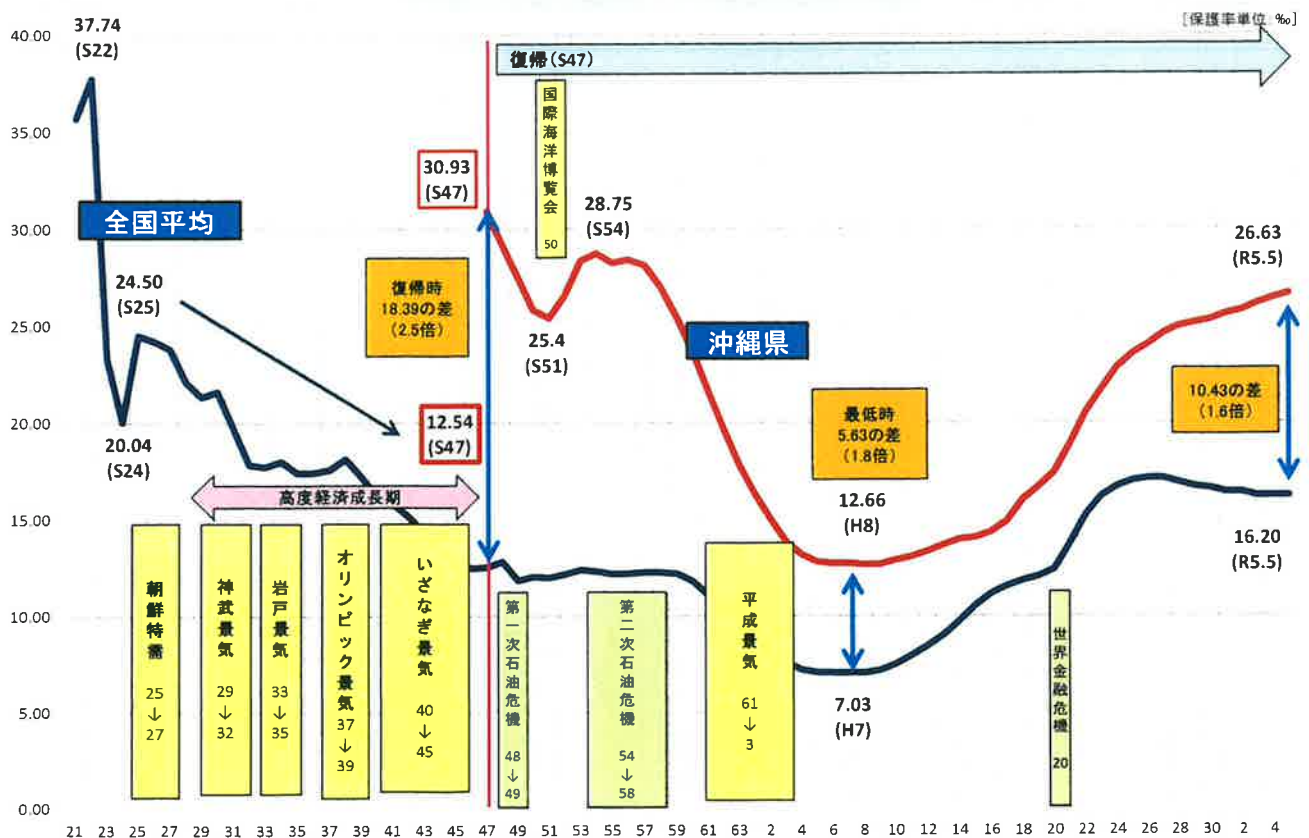
県内保護率：**2.66%**



資料：沖縄県の生活保護（子ども生活福祉部福祉政策課）のデータを基に作成
※ 町村別の保護率は令和5年4月分速報値

30

全国平均と沖縄県の保護率の比較推移



※沖縄県の生活保護（子ども生活福祉部福祉政策課）のデータを基に作成

31

(5) 制度の適正実施について

32

令和5年度 国の生活保護法施行事務監査の重点事項等について

本資料は、平成5年3月17日厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料3より、国が実施する監査のうち、令和5年度における重点事項及び特に留意すべき事項から抜粋し、一部加工して整理したもの

1 保護の相談及び申請の適切な取扱い【重点事項】

- 面接相談については、
 - ① 面接相談票の記録内容が乏しいため、相談者の申請意思や急迫状況、相談者からの相談内容やそれに対する助言内容、申請に至らなかった経緯等が不明確な状況
 - ② 面接相談の際に活用する「保護のしおり」の内容について、申請権の侵害につながる恐れのある表現が含まれているなど、一部の実施機関において、課題が認められている。
- 面接記録票への相談内容等の記録は、面接相談が適切に実施されたかなど、事後の検証に必要であることから、適切な面談相談を行うとともに、その内容について確実に記録するよう指導が必要。また、相談者へ交付ないし提示する書面等を含めた関係書類を確認し、問題点がある場合は、改善に向けた具体的な指導を行う必要がある。
- 特に、相談段階における扶養義務者の状況確認について、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行う、申請した場合は「扶養義務履行が期待できない」と判断された者に対しても直接照会を行うかのごとく説明を行うといった対応は不適切であるので、徹底する必要がある。
- 保護申請の取扱いについては、一部の実施機関において、資力の調査に時間を要した等の理由により、多くのケースについて申請から14日を過ぎて保護の決定の通知が行われているが、特別な理由がない限り、14日以内に適切に行うよう、徹底する必要がある。

33

2 扶養能力調査の実施

- 扶養能力調査については、
 - ① 要保護者からの申告や戸籍謄本などにより把握した扶養義務者について、職業、収入等を把握していないなど、扶養の可能性が調査されていない
 - ② 重点的扶養能力調査対象者であるかの判断が不十分、重点的扶養能力調査対象者に関する実地調査又は文書照会未回答者に対する再照会が行われていないなど、一部の実施機関において、課題が認められている。
- また、扶養能力調査に当たっては、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、扶養義務履行が期待できない者に該当するか等を検討する必要がある。

3 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動【重点事項】

- 援助方針については、
 - ① 世帯の実態に即していない
 - ② 個々の世帯員の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていないなどが認められたため、訪問調査等で把握した世帯員の生活状況を踏まえ、世帯主だけでなく、特に子の養育環境や進路の問題など個々の世帯員の自立に向けた課題等を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針の策定及び年1回以上の見直しが行われるよう、徹底する必要がある。
- 訪問調査活動については、
 - ① 年間訪問計画に沿って実施されていない
 - ② 1年以上の長期にわたって家庭内面接が行われていないなど、多くの実施機関で課題が認められたため、被保護者の生活状況等に応じた年間訪問計画を策定し、訪問計画に沿って着実に実施するよう、徹底する必要がある。

34

4 適切な収入等の把握【重点事項】

- 収入の把握については、資産申告書や収入申告書の定期的な徴取が行われていないことがあることから、被保護世帯に対し、収入申告の必要性や届け出義務について周知するとともに、資産・収入等の状況を把握するよう、徹底する必要がある。
- 課税調査については、継続した収入があることが判明した場合に、8月分までの保護費に反映できていない事例、法第78条の適用処理が年度内に行われていない事例があるなど、不正受給防止及び早期発見のためにも確実に実施するよう、徹底する必要がある。

5 保護の申請取下げ、廃止

- 申請取下げについては、申請時に預貯金の保有が判明し、要否判定を行えば「否」となる者に対し、不必要な取下げ書を提出させるといった不適切な取扱いのないよう、保護の決定に当たっては、要保護者の審査請求権の権利保護の観点から、保護に該当しないことが判明した場合には、適正に却下処分を行い、通知する必要がある。
- 廃止については、
 - ① 要否判定を行うことなく、本人から提出された辞退届を受理し保護を廃止している
 - ② 転出により保護の実施責任がなくなったにも関わらず、辞退届により保護を廃止している
 - ③ 安定した就業に就いたことにより保護を必要としなくなった者に対し、就労自立給付金申請に関する助言を行わず、辞退届をもって保護を廃止し、結果として当該給付金の申請が行われなかったなど、一部の実施機関において、課題が認められている。
また、ケース診断会議に諮るなど組織的な検討が十分に行われていない事例もある。
- 保護の廃止に当たっては、不要な辞退届を根拠として廃止をしていないか、辞退届が本人の任意かつ又は真摯な意思によるものか、本人から自立の目的を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないか等について、ケース診断会議に諮るなど組織的に検討を行う必要がある。

35

令和4年度 沖縄県 生活保護法施行事務監査実施状況

指摘事項	1 援助方針	2 世帯認定	3 資産の把握	4 扶養	5 他法他施策	6 最低生活費	7 収入申告書	8 保護の決定	9 稼働能力の把握	10 指導指示等	11 生活実態	12 関係機関との連携	合計
16福祉事務所計	32	0	43	40	33	3	32	1	23	17	121	3	348
割合(%)	9.2	0.0	12.4	11.5	9.5	0.9	9.2	0.3	6.6	4.9	34.8	0.9	100.0

○生活実態：「訪問計画に沿った訪問調査活動が実施されていない」、「1年以上の長期にわたり家庭内面接が実施されていない」。

○援助方針：「世帯や個々の世帯員の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない」、「世帯の状況の変化に応じ、適時に援助方針の見直しを行う必要がある」。

○扶養：「重点的扶養能力調査対象者に対して、扶養能力調査が実施されていない」、「把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他から聴取するなどの方法により、扶養の可能性を調査していない」。

36

【沖縄県】生活保護法施行事務監査における主な指導指示内容

○的確な訪問活動の実施及び適切な援助方針の策定

新型コロナウイルス感染防止を理由に訪問しない期間が長く続いたことにより、徴取すべき挙証資料の徴取漏れ・遅れが生じ、法第63条返還等による事務量が増大した。また、他法他施策（障害年金の受給等）や稼働能力の活用を進めていれば保護脱却・保護費縮減につながる世帯がいるにもかかわらず必要な助言指導が行われていないケースが見受けられた。

○適切な援助方針の策定

個々の世帯員の課題に応じた援助方針が策定されていなかったことにより、要保護世帯の自立助長のための助言指導が行われていないケースが見受けられた。

○扶養能力調査の徹底

管内居住の重点的扶養義務者に対する実地調査や、管外居住の重点的扶養義務者で未回答者に対する再照会が実施されていなかった。

※生活保護手帳別冊問答集2022年度版144頁フローチャートに基づき、重点的扶養義務者を選定し扶養能力調査を行う必要がある。

37

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」 (令和元年12月23日閣議決定) (抄)

4 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

(16) 生活保護法（昭25法144）

(iv) ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。

- ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。
- ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

33

今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究 概要 (令和3年度生活困窮者準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）) (事業実施主体：PWCコンサルティング合同会社)

事業目的

「令和元年の地方分権改革に関する提案募集」における生活保護ケースワーク業務の一部外部委託化の提案を受け、令和元年の閣議決定において、一部業務の外部委託が可能であることが明示されるとともに、委託可能とされた業務以外についても、引き続き必要な検討を行う方針が示された。これを踏まえ、民間団体への補助事業により、生活保護に関する業務の外部委託に対する基本的な考え方、外部委託が可能な業務の条件、委託先選定等における条件・留意事項等を取りまとめることを目的として事業実施主体において本調査研究を実施した。

事業概要

事業実施主体において学識経験者や自治体職員等で構成される研究会を設置し、ケースワーク業務における外部委託のあり方について議論した。

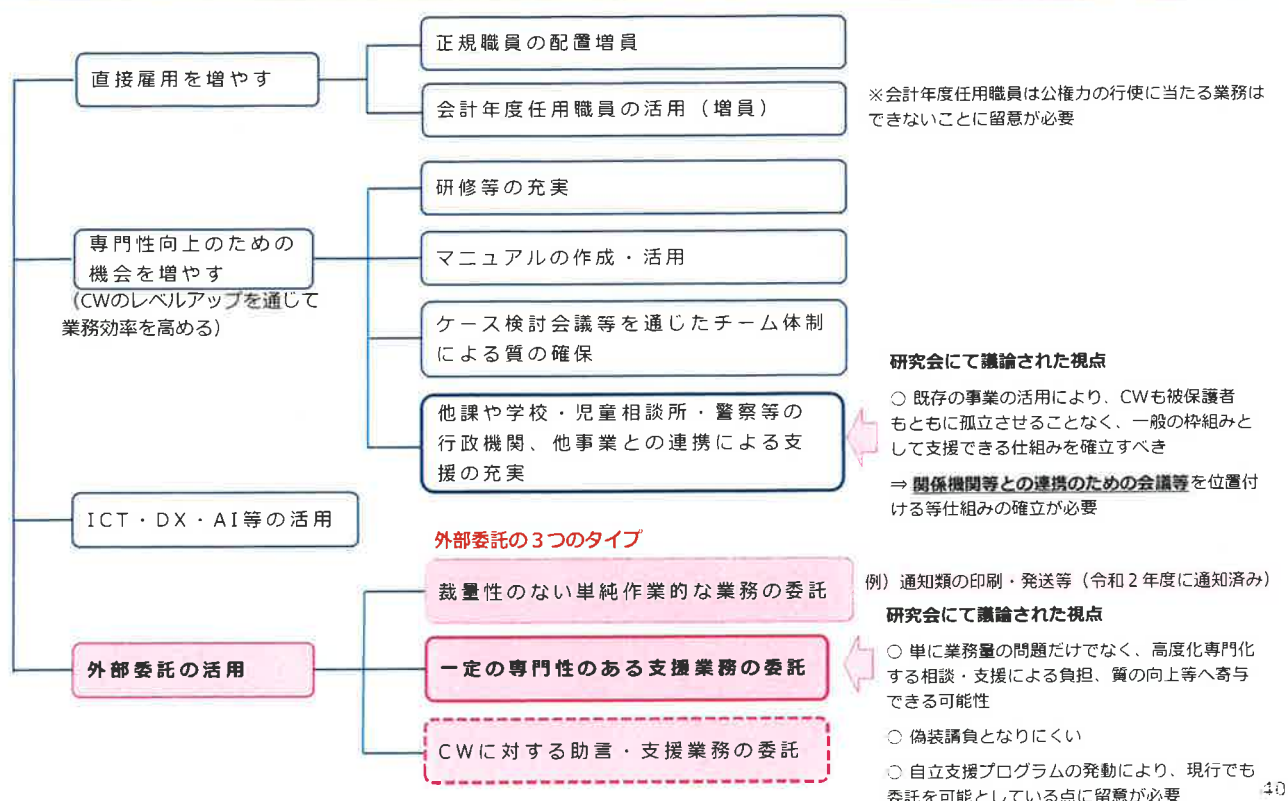
議論にあたっては、個々の業務の特性をおさえるとともに、懸念されている事項や、外部委託を活用した事例における課題や行われた配慮・工夫、得られた成果等に関し文献調査や有識者ヒアリングを行い、生活保護制度を利用する受給者に対する支援を向上させる観点から検討を行った。

今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究 研究会 委員名簿（50音順、敬称略）

伊藤 博	東京都福祉保健局生活福祉部保護課 課長
大内 直人	横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課 指導・適正化対策担当課長
菊池 馨実	早稲田大学 法学学術院 教授
座長 駒村 康平	慶應義塾大学 経済学部 教授
新保 美香	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授
津田 基子	大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課 課長
原田 大樹	京都大学大学院 法学研究科 教授
森田 茉莉子	森・濱田松本法律事務所 シニア・アソシエイト弁護士

39

生活保護に関わる業務の負担軽減方策の全体像 (「今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究報告書」より引用)



家庭訪問の方法に関する取扱いの見直し①

- 現行上、訪問計画上の3回目以上の家庭訪問とみなすことができる「①個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡」の要件と同様に、外部の専門機関と連携することにより、必要な状況が確認できる場合として、②、③の要件を追加し、家庭訪問とみなすことができる範囲の拡大を図るもの。

※なお、訪問計画以外に訪問することが必要である場合、随時に訪問(臨時訪問)を行う取扱いについて変更するものではない。

	従来の取扱い	見直し後
訪問計画上の3回目以上の家庭訪問とみなすことができる場合	以下の方法で必要な状況確認ができる場合 ① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との<u>連絡</u>	以下の<u>いずれか</u>の方法で必要な状況確認ができる場合 ① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との<u>情報共有</u> ② <u>被保護者本人からの被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業への参加状況の報告及び被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業を実施する関係機関等との情報共有</u> ③ <u>支援関係者が参集する会議体(※)にケースワーカーが参加する場合、その場での情報共有</u>

※ 重層的支援体制整備事業における重層的支援会議、ケアマネジャーが参画するサービス担当者会議、成年後見制度を含めた権利擁護支援に関する具体的な支援方策等を検討・協議する場(ケース会議及び受任調整会議等)など、それぞれの制度における個別支援を行うための計画・プランを作成するための会議が想定される。

家庭訪問の方法に関する取扱いの見直し②

- 訪問計画上の3回目以上の家庭訪問とみなすことができる要件を満たす（必要な状況確認ができる）高齢者世帯であって、生活状況が安定しており大きな変化が生じにくい世帯として想定される（ア）又は緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている（イ）のいずれかの要件を満たす場合に家庭訪問とみなすことができるものとして取り扱うもの。

※なお、訪問計画以外に訪問することが必要である場合、随時に訪問（臨時訪問）を行う取扱いについて変更するものではない。

	従来の取扱い	見直し後
訪問計画上の2回目以上の家庭訪問とみなすことができる場合（高齢者世帯）	以下の方法で必要な状況確認ができる場合 ① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡	以下の<u>いずれか</u>の方法で必要な状況確認ができる場合 ① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との情報共有 ② 被保護者本人からの被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業への参加状況の報告及び被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業を実施する関係機関等との情報共有 ③ 支援関係者が参画する会議体（※）にケースワーカーが参加する場合、その場での情報共有
	さらに、次の要件を<u>すべて</u>満たす高齢者世帯の場合 （ア）自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理が行われており、日常生活に支障がない （イ）配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている	さらに、次の要件の<u>いずれか</u>を満たす高齢者世帯の場合 （ア）自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理が行われており、日常生活に支障がない （イ）配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている

※ 重層的支援体制整備事業における重層的支援会議、ケアマネジャーが参画するサービス担当者会議、成年後見制度を含めた権利擁護支援に関する具体的な支援方策等を検討・協議する場（ケース会議及び受任調整会議等）など、それぞれの制度における個別支援を行うための計画・プランを作成するための会議が想定される。

42

家庭訪問の方法に関する取扱いの見直しに関する留意事項について

- 今回の家庭訪問の方法に関する取扱いの見直しにあたっては、各自治体等からのご意見も踏まえ、以下のような留意事項を通知等で明示。

留意事項

<今回の見直しの趣旨について>

- 福祉事務所以外他機関との連携によって、それらの機関が有する専門性を統合し支援に活用されることが望ましく、ケースワーカーが専門性を活かして向き合うべき本来のケースワーク業務に充てられる時間を確保しやすくなることによって、生活保護における支援の質を高めることができるとともに、結果的にケースワーカーの業務負担軽減にもつながることが期待される。
- 家庭訪問とみなすことができる場合を示すものであり、該当するケースについて一律に家庭訪問とみなさなければならないものではない。

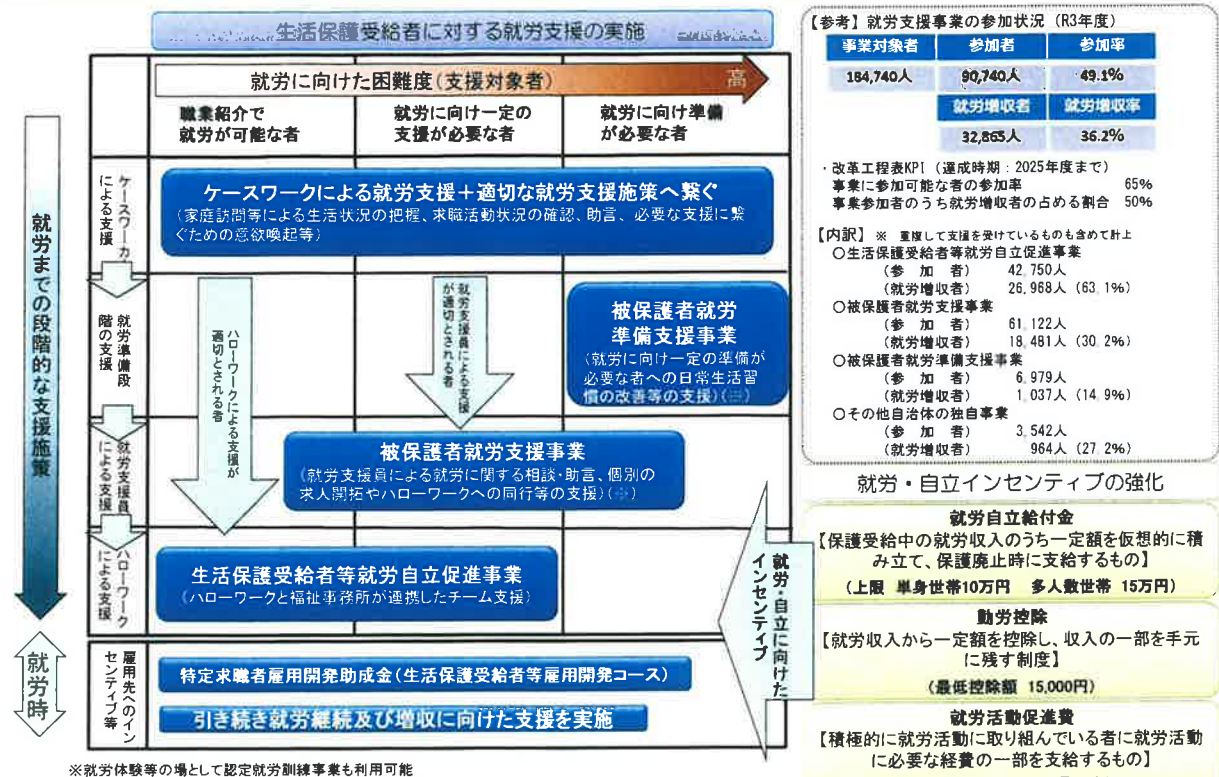
<必要な訪問が行われなくなるとの懸念について>

- 家庭訪問とみなすことができるのは、情報共有等により必要な状況確認ができる場合に限られる。福祉事務所において、状況確認が十分にできないと判断される場合には、家庭訪問とみなすことはできない。
- 情報共有等により必要な状況が確認できていたとしても、福祉事務所において、対面による助言・指導等のために訪問が必要と判断した場合においては、適切に訪問を行うことが適当である。

<会議体における情報共有について>

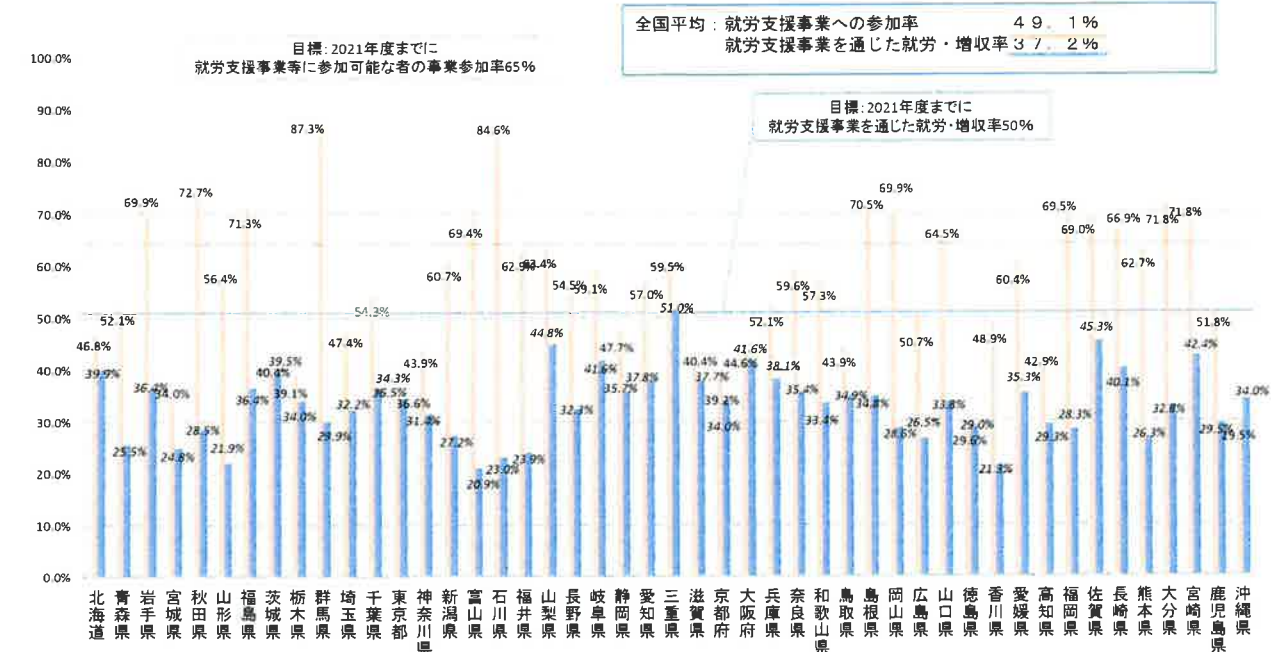
- 会議体に参加することのみをもって家庭訪問とみなすことができるとする趣旨ではなく、会議に参加している複数の参加者から多角的な情報を共有すること等により、被保護者の必要な状況確認ができる場合に家庭訪問とみなすことができるものである。
- 併せて関係機関との連携の促進にも留意すべきである。
- 会議体での情報共有にあたっては、各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえた被保護者の個人情報の取扱いについての配慮が必要である。

生活保護受給者に対する就労支援施策について



就労支援事業の実施状況の地域差

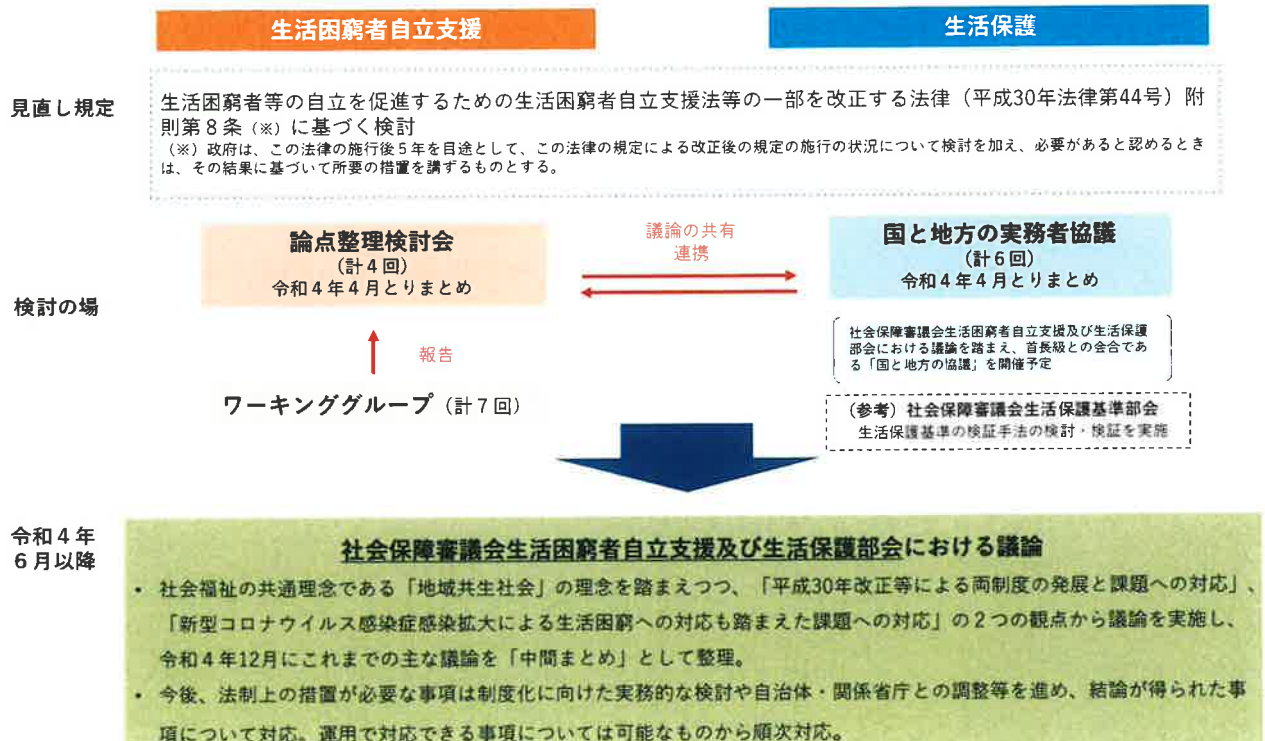
- 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には約58ポイントの差がある。
- 就労支援事業を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には約30ポイントの差がある。



(6) その他

46

生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しの枠組み



47

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）の主なポイント
（社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（令和4年12月20日））

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化を検討**
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始める**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化を検討**

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施を検討**
- **就労自立給付金の対象を、高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外的生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援ができるよう検討**
- **地域居住支援事業（入居支援・見守り支援等）**について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金について、職業訓練受講給付金との併給等の新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討
（このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討）
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則を設ける**ことを検討

5. 医療扶助等

- 都道府県が、市町村に対し、**医療扶助・健康管理支援事業の実施**に関して広域的な観点から、**データ分析や取組目標の設定・評価等に係る助言・援助等を行う**ことを検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組みを検討** 48

生活保護制度について② （生活保護制度の見直し、オンライン資格確認、業務システム標準化）

（1）現状・課題

- 生活保護制度の見直しについては、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において整理された「中間まとめ」において、被保護者の援助に関する計画作成・支援等を調整する会議体の設置、保護受給中の子育て世帯全体への支援、高卒就職者への支援、保護施設等における個別支援計画の策定、無料低額宿所への罰則創設、医療扶助等に関する都道府県の関与、困窮制度と保護制度との連携等について検討していくことが必要とされた。
- 令和5年度中の医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、運用課題の更なる検討を行うとともに、各福祉事務所等における導入準備を円滑に進めていくための周知広報等を行っている。
- 生活保護システム標準化については、令和4年8月末に標準仕様書1.0版を公表した。また、令和4年度内に1.1版を公表する予定。

（2）令和5年度の取組

- 制度見直しのうち、**医療扶助の適正化**に関しては、**重複・多剤投薬者に係る医薬品の適正使用について、福祉事務所に薬剤師等を配置又は業務委託し、指導対象者等への訪問指導等を行う取組を開始**する。
- **オンライン資格確認の導入に向け、運用の見直しに係る留意事項等を適時周知していくとともに、引き続きシステム改修や被保護者の初回登録支援に係る経費について国庫補助を行う。**
- 生活保護システム標準化については、標準仕様書1.1版公表以降も、今後対応すべき課題等を検討し、必要に応じて引き続き調査研究を行う。

（3）依頼・連絡事項

- 制度見直しについては、運用で対応可能な事項のうち、順次対応できるものに関しては、**今後順次通知等で方針をお示しするので、着実な対応をお願いしたい**。令和5年度予算案では、多剤投薬に係る医薬品の適正使用について、福祉事務所において薬剤師等を雇用又は業務委託して、多剤投薬になっている者への服薬指導等を行う取組に対する国庫補助のための経費を盛り込んでいるため、**積極的に協議いただきたい**。なお、重複・多剤投薬者に係る医薬品の適正使用に関する通知を年度内に発出するとともに、この取組による効果の把握や検証等を行うため、令和6年度以降は前年度の取組実績を国へ報告いただくことを予定しているため、ご承知をお願いしたい。また、法制上の措置が必要な事項や、運用の見直しが必要な事項については、今後、更なる検討を深める予定なのでご承知をお願いしたい。その際、制度改正に向けて、国から、自治体の状況把握のための調査等を依頼する場合は、ご協力をお願いしたい。
- **医療扶助のオンライン資格確認**については、**令和5年度中の導入に向けて、システム改修や社会保険診療報酬支払基金との事務委託の手続き等を着実に進めていただく**とともに、都道府県には管内市町村と支払基金との調整窓口をお願いしたい。併せて、管内の被保護者に係るマイナンバーカード取得促進等及び初回登録支援の取組み、オンライン資格確認が原則となることも踏まえ、積極的にお願いしたい。
- 生活保護システム標準化については、令和4年12月から全国意見照会を行ったところだが、今後も意見収集を行う場合には、ご協力をお願いしたい。また、各自治体においては、令和7年度までにガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用することとされているため、その移行に向けた準備作業について適宜ご対応をお願いしたい。

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けた被保護者のマイナンバーカード取得の促進等の取組について（令和3年10月14日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）－概要－

（１）取組方法

- 訪問調査等の機会に、マイナンバーカードの保有状況を確認。未取得の者にカード保有の必要性やメリットを説明し、QRコード付き申請書（事前に住民制度担当課に依頼し発行）を手交。可能な範囲で、申請書の作成や写真撮影の支援など申請をサポート。
- 申請後、交付場所などをお知らせする交付通知書（はがき）が届くこと、マイナンバーカードを受け取るには、原則、交付場所に来庁し本人確認が必要であることなども併せて説明。

（参考）リーフレット案

<表面>



<裏面>



（２）マイナンバーカードの保有状況の確認について

- マイナンバーカードの取得状況については、マイナンバーカードの所管部署と協議の上、
 - 住民制度担当課等に設置の統合端末にてカード交付者の一覧を出力し、被保護者のリストと突合
 - ※ 都道府県は、管内町村と協議の上、被保護者のリストを渡し、カード交付者の一覧との突合を依頼
 - 世帯訪問前に予めマイナンバーカード所管部署に対して当該世帯員の保有状況を個別に照会等の方法により、取得する。

（３）取組時期等

- 令和4年度中に全ての被保護者がマイナンバーカードを保有することを目指し取り組む。

保有状況（令和5年4月末時点速報値）

全国 **52.2%**

沖縄県 **47.8%**

50

緊急小口資金等の特例貸付について

■貸付の状況

単位：件数（万件）、金額（億円）

	沖縄県		全国	
	件数	金額	件数	金額
緊急小口資金	5.9	113.4	162.1	3,038
総合支援資金（初回）	4.9	260.1	114.7	5,913
総合支援資金（延長）	2.0	107.9	45.3	2,348
総合支援資金（再）	2.2	115.8	60.1	3,133
合計	15.0	597.2	382.3	1兆4,431

■償還免除の状況（令和5年4月末現在 沖縄県）

単位：金額（千円）

償還対象貸付		住民税非課税世帯		障害者手帳所持者		生活保護受給開始		償還免除決定	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
102,089	35,186,161	44,288	15,567,017	344	118,350	912	289,438	45,544	15,974,805

福祉事務所への協力依頼事項

- 特例貸付の借入後に生活保護の受給開始となった世帯に対しては、**償還免除申請の助言、支援をお願いしたい。**
- 被保護世帯は特例貸付の対象外となっており、**借入後に生活保護受給が判明した場合には一括返還を求めている**ことから、該当ケースに関する**情報提供をお願いしたい。**

51

【講 義】

「地域生活定着支援センター事業について」

沖縄県社会福祉協議会
沖縄県地域生活定着支援センター
所長 與儀 あき 氏

地域生活定着支援センター事業について

沖縄県社会福祉協議会
沖縄県地域生活定着支援センター

1

目 次

- I 地域生活支援センター設立の経緯
- II 福祉の支援が必要な高齢・障害受刑者の現状
- III 沖縄県地域生活定着支援センターの支援の現状

2

Ⅰ 地域生活定着支援センター設立の経緯

3

累犯高齢・障害受刑者への気づき

- 平成15年、元衆議院議員山本譲司氏の著作「獄窓記」により、刑務所の中に多くの高齢・障害受刑者の存在が明るみに。



＊「これまでの人生の中で刑務所が暮らしやすかったと思っているんだ。誕生日会やクリスマス会もあるし、バレンタインデーにはチョコレートももらえる。それに黙ってたって、面倒を見てくれる。こんな恵まれた生活は生まれて以来、初めてだったよ。ここは俺たち障がい者、いや、障がい者だけじゃなくて、恵まれない人生を送ってきた人間にとっちゃー天国そのものだよ」

（「獄窓記より抜粋」）

4

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」から見てくるもの(厚生労働科学研究 /H18~20)

■矯正施設から退所した後、社会で生きていけるようなフォロー(福祉的支援)がなされていなかった



■罪を犯した高齢・障害者等にとっての「安心出来る場所」が・・・

『 社会 < 刑務所 』

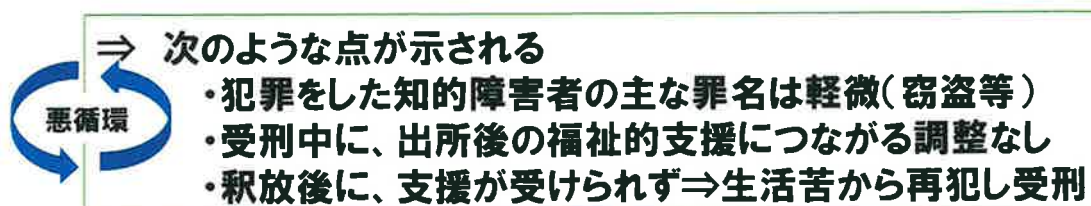


5

地域生活定着促進事業の沿革

平成15年 『獄窓記』

平成18年度 『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』
～20年度



平成21年度 地域生活定着支援事業開始

平成24年度 地域生活定着促進事業へ改称

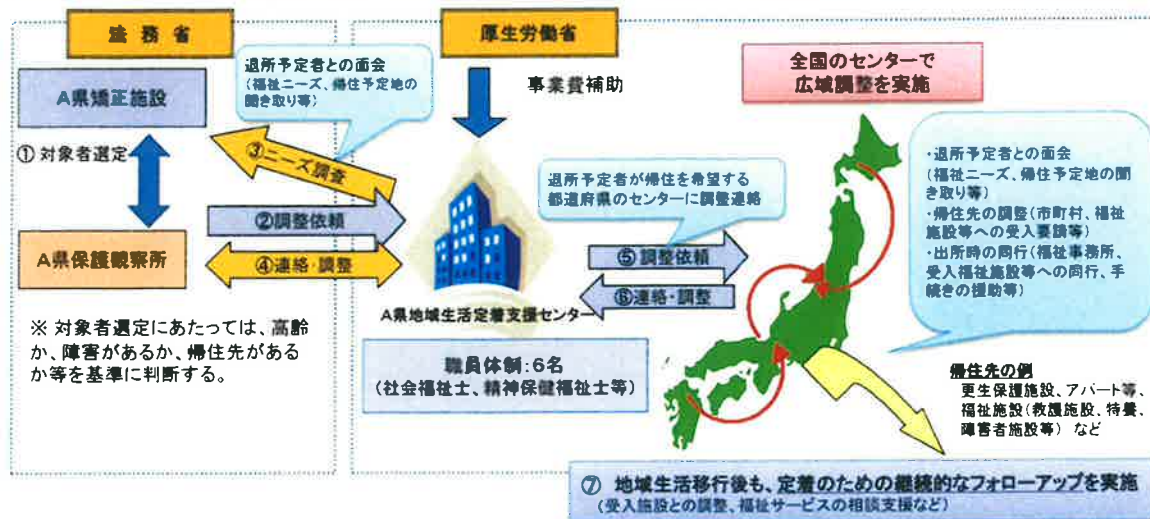
本事業「釈放後に福祉的支援を受けられれば再犯をしない人」に矯正施設入所中から必要な調整等をして、確実に支援が受けられるようにするために開始された。

出典:厚生労働省

6

地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。



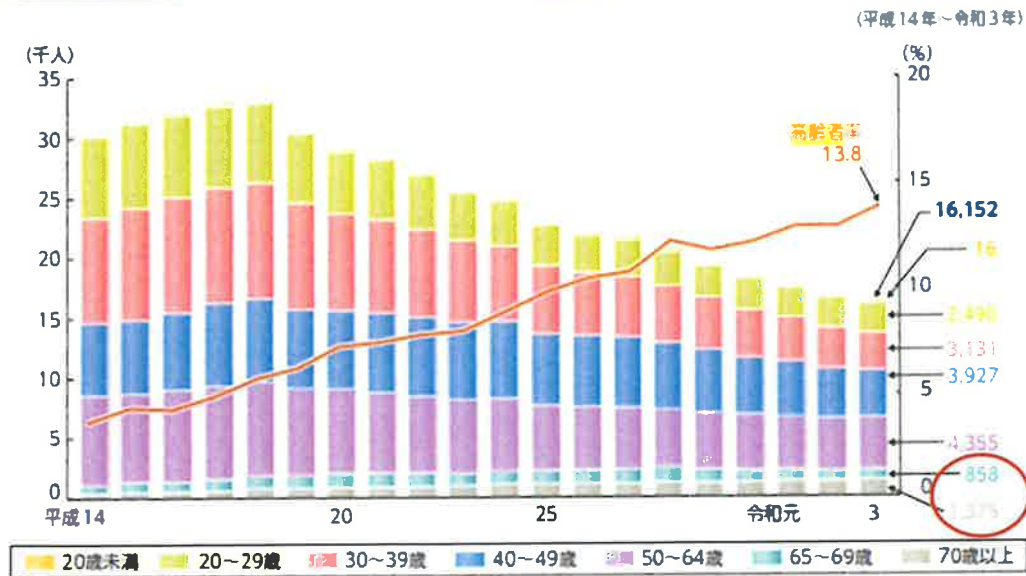
7

II 福祉の支援が必要な高齢・障害受刑者の現状

8

入所受刑者における高齢者率

4-8-2-2図 入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移



- 注 1 矯正統計年度による。
 2 入所時の年齢による。ただし、平成15年度以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、出所時に19歳未満となる者を20歳未満に計上している。
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に対する高齢者の比率をいう。

資料：『令和4年版犯罪白書』

9

新受刑者における高齢者の割合

特2-1-1 新受刑者（65歳以上の者）の人員及び割合

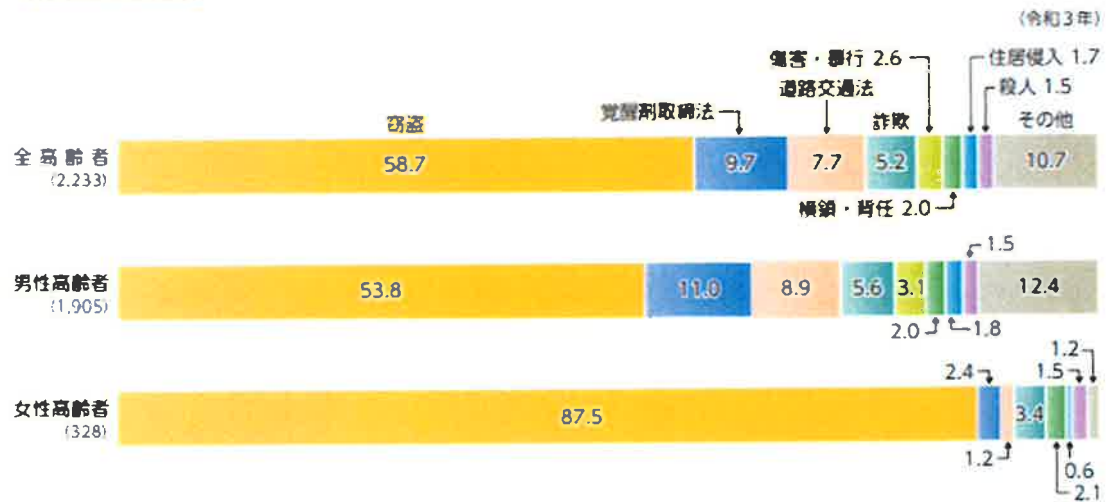


資料：『令和4年版再犯防止推進白書』

10

高齢入所受刑者の罪名別構成比

4-8-2-3図 高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）



資料：『令和4年版犯罪白書』

11

入所受刑者における障害者数

4-10-2-1表 精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

（令和3年）

種別	総数	うち精神障害を有する者					
		知的障害	人格障害	神経症性障害	発達障害	その他の精神障害	
入所受刑者	16,152	2,475 (15.3)	297 (1.8)	66 (0.4)	414 (2.6)	---	1,698 (10.5)
少年院入院者	1,377	413 (30.0)	95 (6.9)	4 (0.3)	9 (0.7)	231 (16.8)	74 (5.4)

注 1 矯正統計年報による。

2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害及びその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。）を有すると診断された者をいう。

3 「入所受刑者」の「その他の精神障害」は、発達障害を含む。

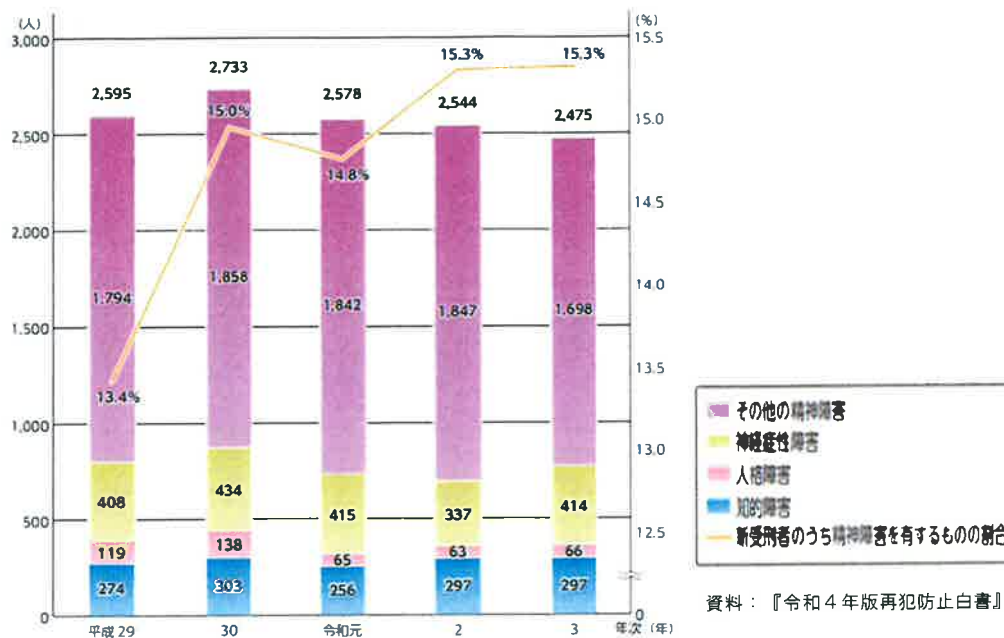
4 「 $\leftarrow$ 」内は、数値に占める精神障害を有する者の比率である。

資料：『令和4年版犯罪白書』

12

精神障害を有する者の人員及び割合

特2-1-2 新受刑者（精神障害を有する者）の人員及び割合



13

Ⅲ 地域生活定着支援センターの支援の現状

14

沖縄県地域生活定着支援センターの紹介

- ・受託者:社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
- ・開所日:平成22年9月
- ・職員配置:センター長1名、相談員5名（計6名）
- ・開所時間:月～金 8:30～17:15
- ・住所 那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター 東棟2階



15

支援対象者

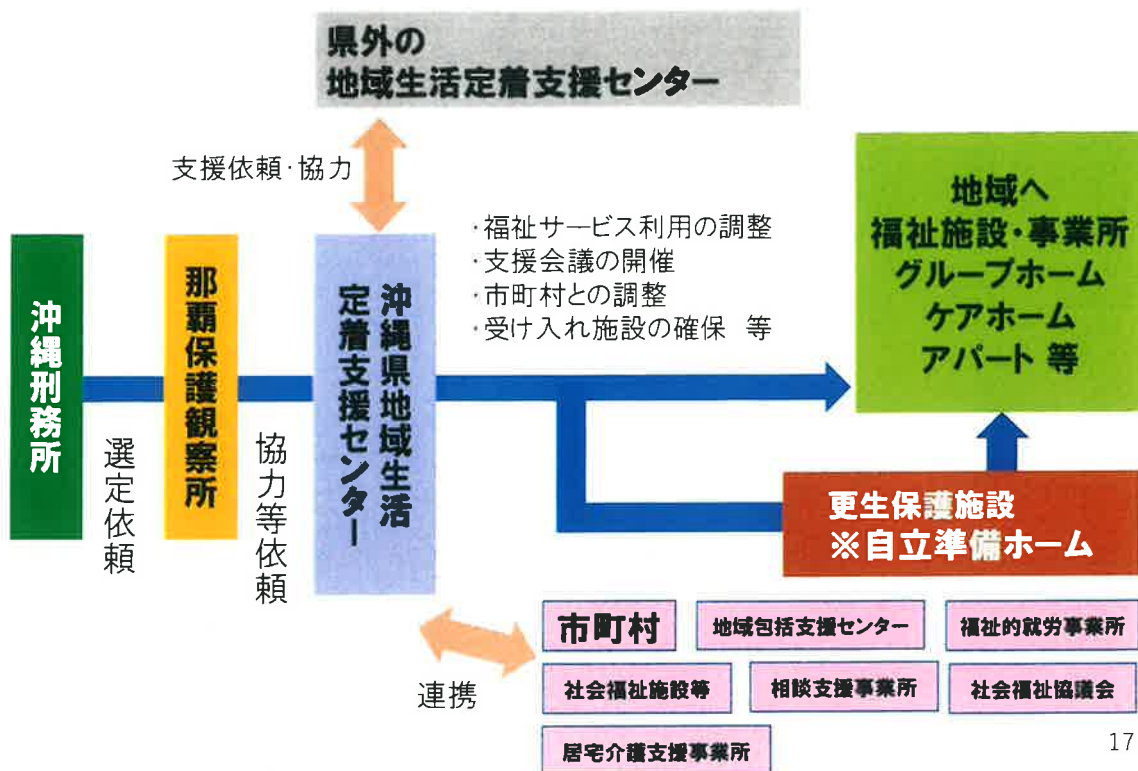
特別調整対象者

- ① 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- ② 釈放後の住居がないこと。
- ③ 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- ④ 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- ⑤ 特別調整の対象者となることを希望していること。
- ⑥ 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に個人情報を提供することについて同意していること。

※被収容者であって、上記要件のすべてを満たす者とする

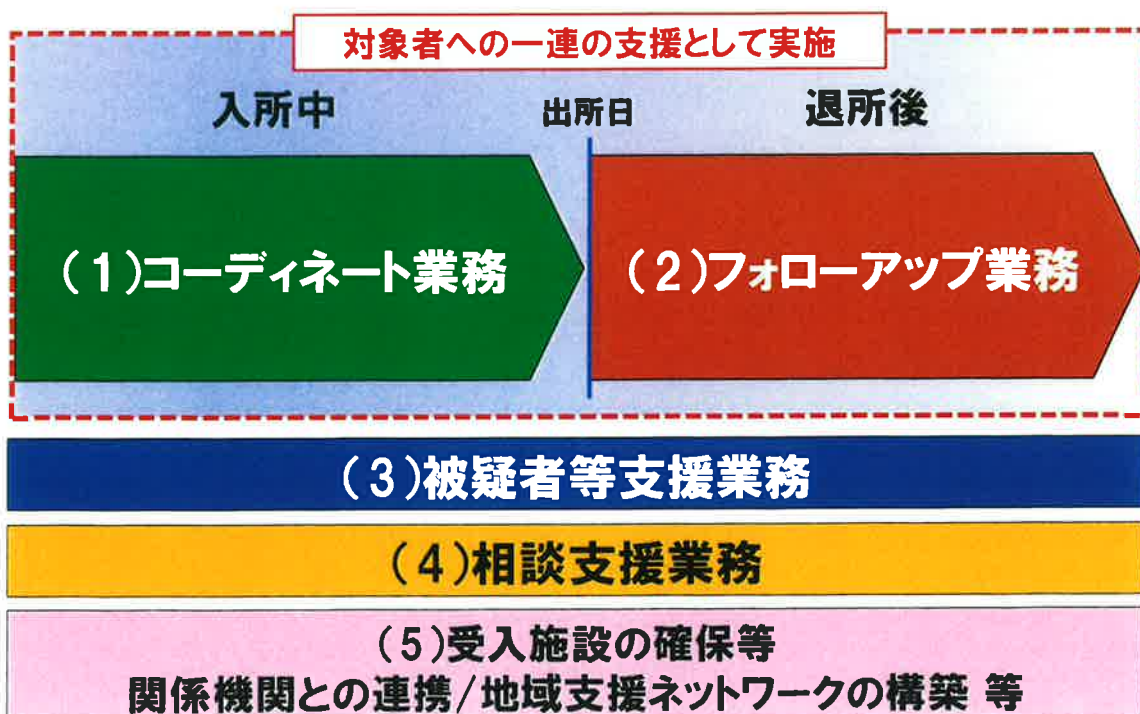
16

沖縄県地域生活定着支援センターの業務の流れ



17

地域生活定着支援センターの業務内容

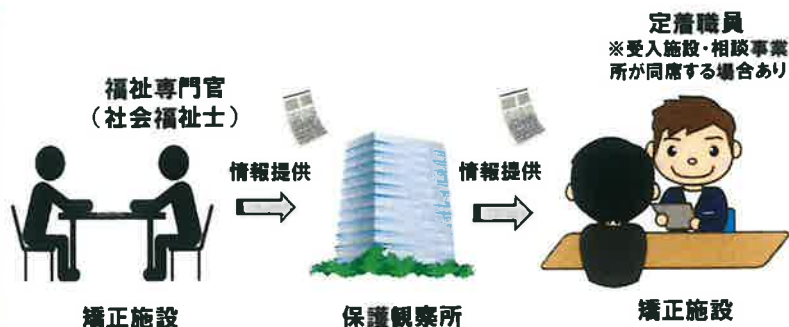


18

コーディネート業務とフォローアップ業務

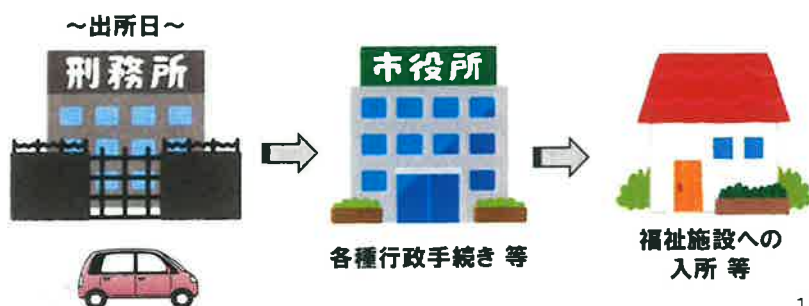
入所中

コーディネート
業務



退所後

フォローアップ
業務



19

被疑者等支援業務

刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。



検察庁、保護観察所からの協力依頼により、定着支援センターが被疑者等支援業務を開始する。支援対象者が釈放後、本人の更生緊急保護の申し出により、継続的な支援として原則6か月を超えない範囲で、更生保護施設等の一次帰住先への帰住、サービス利用に向けた連絡調整、さらには最終帰住先の調整などを行う。（必要があれば支援をさらに継続する）

短期間で、多くの機関との連携が必要

20

1 矯正施設入所中に係る支援(その①)

支援対象者と矯正施設において面談

- ① 本人の生活・福祉ニーズの把握
- ② 帰住希望地の確認
- ③ 必要な福祉サービス等のヒヤリング



↓
出所後の「生活イメージ」の擦り合わせ



- 帰住地は本人の希望を踏まえ選定
- 受刑前の生活拠点や以前福祉サービスを受けていた地域が候補となることが多い
- やむを得ない事情で、他の地域で調整する場合あり

21

1 矯正施設入所中に係る支援(その②)

福祉サービス等支援計画の作成

【項目】

- ① 住まい、② 収入、③ 家族関係、④ 法令順守
- ⑤ 生活管理、⑥ 日中活動・就労
- ⑦ 福祉サービス、⑧ 医療・健康管理

※受入施設や地域の相談系事業所等との役割分担をイメージしながら作成



【① 住まい】

- 出所後すぐに福祉施設等へ帰住できない場合、保護観察所と連携し、**一時的に更生保護施設や自立準備ホームの利用を検討**
- 更生保護施設入所中に福祉サービスの各種手続きを行い、円滑な福祉施設等の入所を目指す（措置入所も検討）

22

更生保護施設

法務大臣の認可を受けて運営している施設で、あやまちを犯した人たちが集団で生活し、その自立に向けた生活指導などを行う専門の職員がいます。全国に100か所以上あります。

施設の規模はさまざまですが、平均すると定員20人程度です。

居室は共同又は個室です（施設により異なります）。



自立のための 一時的な宿泊場所について

— 更生保護施設・自立準備ホーム —



法務省 保護局

自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などが、それぞれの長を生かして、自立を促します。

施設の形態はさまざまで、社会福祉施設のように集団生活をするところもあれば、一般のアパートに居住する場合もあります。いずれの場合もホームの職員が毎日生活指導などを行います。

居室は共同又は個室です（施設や住居により異なります）。

※自立準備ホームの
登録に関する連絡先

那覇保護観察所
TEL 098-853-2945

23

更生保護施設・自立準備ホームとは

刑務所・少年院などを出所（院）した後、帰る家がない人が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設です。

費用

- ❖ あなたが十分なお金を持っていない場合には、自立の準備ができるよう、宿泊費用は国が負担します。そのため、仕事で得た賃金の多くを自立資金に当てることが出来ます。
- ❖ 食事に要する費用は、あなたの収入の状況に応じて、無料で支給する場合もあります。

規則

- ❖ 施設の規則（門限、禁酒、掃除当番など）に従って生活し、仕事や貯金をして自立を目指してもらいます。職員の指導や助言を受けながら、自立に向けた準備を進めます。
- ❖ 規則を守れない人は入所できません。

生活指導など

- ❖ 自立に向けた日々の生活指導などのほか、全体集会やいろいろな講習が行われる施設もあります。例えば、飲酒による害や薬物を使用することによる害に関する教育や、社会適応のための訓練など、安定した社会生活を送る上で必要な知識や能力を身に付けてもらうものです。

Q1 「自立準備ホーム」という言葉を初めて聞きましたが、更生保護施設とは具体的に何が違うのですか。

自立準備ホームは、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などが、それぞれの長を生かして自立に向けた生活指導などを行うもので、施設や居室もさまざまな形があります。

しかし、施設や団体ごとに生活を送る上でのルールが決まっています。ホームの職員が生活指導や助言を行うところは更生保護施設と変わります。

Q2 更生保護施設と自立準備ホームのどちらに入るか選べますか。

選ぶことはできません。居室数が多い更生保護施設への入所が中心となりますが、保護観察所が、あなたや受入れ側の状況などを総合的に判断して、施設や居室を決定します。もちろん、施設の入所状況などによっては入所できない場合もあります。

Q3 事前に、自分が入ることになる施設がどんなところなのか知ることは可能ですか。

実際に滞る施設が決定したら、必要に応じて施設の概要などをお伝えすることができます。

Q4 施設で生活できる期間はどのくらいですか。

個人ごとに保護観察所が決定しますが、平均して2～3か月程度です。決められた期間内に、早く仕事を見つけるなどして、自立に向けた準備をすることになります。また、入所できる期間の上限は、法律で決まっていますので、その期間を過ぎると入所できません。詳しくは、保護観察所にお尋ねください。

Q5 施設で規則を守らなかったらどうなりますか。

その施設から退所を求められることになります。違反の内容によっては、仮釈放などが取り消される場合もあります。

Q6 施設に入所中はどのようなことを心掛けて生活すればよいでしょうか。

規則を守り、早く仕事につき、生活を安定させるなど自立に向けた着実な生活をしてください。施設で生活できる期間は限られていますので、この間に、自立に向けてしっかりと計画を立て、今後こそ失敗しない生活を送るという強い気持ちを持つこと。そして実際に行動に移すということが必要です。

24

緊急的住居確保・自立支援対策(自立準備ホーム)の概要

更生保護施設

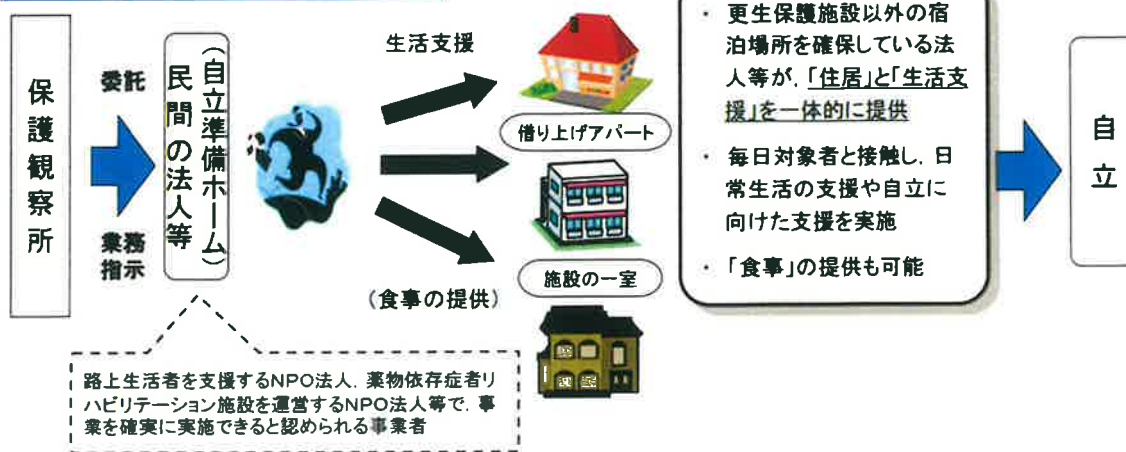
- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

平成23年度～

緊急的住居確保・自立支援対策



25

1 矯正施設入所中に係る支援(その③)

【① 住まい】

- 賃貸物件への入居の場合、身元保証人が必要。保証人不要物件等の利用あり



【② 収入】

- 生活保護…受刑前からの利用者多い。出所後も必要
- 年金…出所後に新規申請や再開手続きを行う場合あり



【③ 家族関係】

- 断絶した家族・親族関係は、支援を通じて再構築を働き掛ける場合あり
- 家族以外のキーパーソンを確保する



26

1 矯正施設入所中に係る支援(その④)

【④ 法令順守】

- 規範意識は鈍化 ⇒ 生活環境の調整等を通して意識向上を図る



【⑤ 生活管理】

- 受刑中の本人の生活能力の見極めが困難なため、受入施設において能力に見合った支援の組み立てを想定
- 金銭管理能力が乏しい対象者が多く、受入施設での金銭管理支援や日常生活自立支援事業の利用を検討

【⑥ 日中活動・就労】

- 過去の職歴や刑務作業内容等を考慮し、就労可能性や趣味活動等本人の希望を考慮した日中活動の検討



27

1 矯正施設入所中に係る支援(その⑤)

【⑦ 福祉サービス】

- 本人の状態等を踏まえ、各種福祉サービスの利用を検討
- 受刑中に利用申請を行う場合あり

【⑧ 医療・健康管理】

- 本人の医療ニーズを踏まえ、出所後の病院受診を計画

高齢
受刑者

介護や医療、年金等
社会保険の準備が優先

障害
受刑者

各種福祉手帳、障害区
分認定等障害福祉
サービスの準備が優先

受刑中に
準備可能な
サービス限定



28

どのような支援ニーズが想定されるか

[定着センターによる支援の一例]

- ① 住民票の設定（転出届、転入届）、援護の実施市町村との調整
- ② 生活保護の申請
- ③ 老齢年金、障害基礎年金の申請、年金記録の確認
- ④ 国民健康保険証の発行申請、減免申請
- ⑤ 障害者手帳の申請
- ⑥ 介護保険 要介護認定申請
- ⑦ 帰住先の受入れ調整（福祉施設、民間アパート、シェアハウス、その他）
- ⑧ 日中活動の受け入れ調整（デイケア、就労支援事業所、その他）
- ⑨ 一般就労に向けた調整（ハローワーク等）
- ⑩ 病院への受診同行
- ⑪ 介護保険サービス、障害福祉サービスの利用に係る調整

29

どのような支援ニーズが想定されるか

- ⑫ 自助グループ、リハビリ施設等の利用に係る調整
- ⑬ 日常生活自立支援事業の利用に係る調整
- ⑭ 成年後見制度の利用に係る調整
- ⑮ 特別支援学校の通学に係る調整
- ⑯ ケア会議の開催、ケア会議への参加 など

安心できる
居場所づくり

良好な人間関係の
構築

役割の創出

出所日までに、
住まいの確保（入所先確定）

その為には

福祉サービスの支給決定

30

矯正施設入所中に係る支援

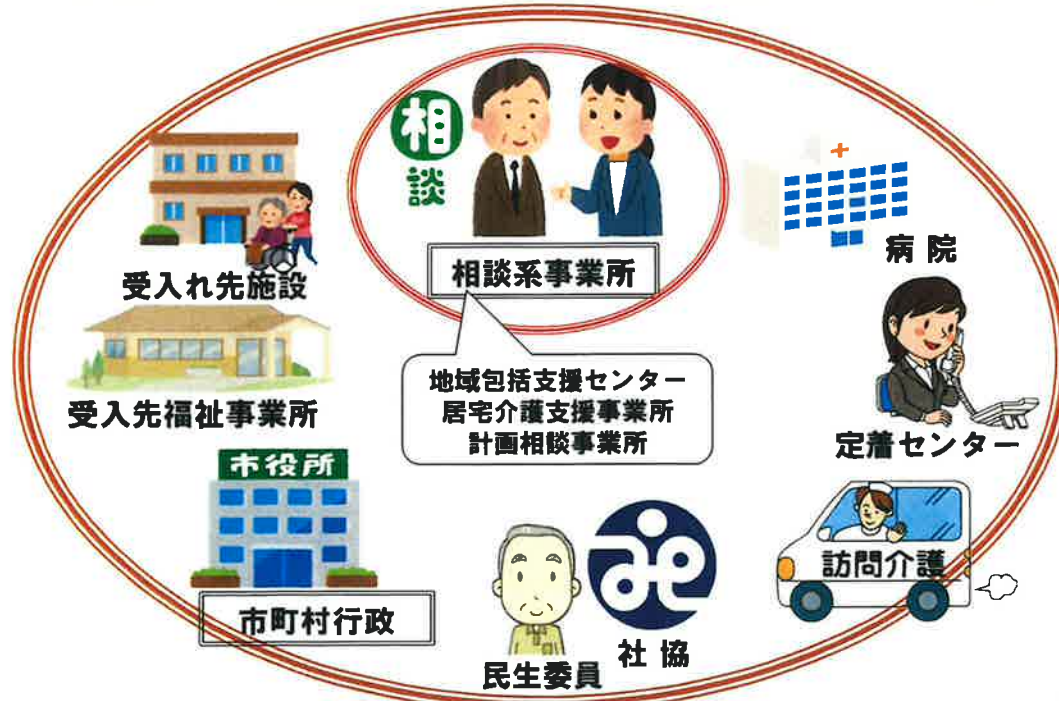
【コーディネート】入所中：定着が主導してネットワークを構築



31

地域生活移行後の支援

【フォローアップ】出所後：相談系事業所を軸としたネットワークへ移行



32

沖縄県における対象者状況①

※令和4年度の支援実績

【コーディネート業務】（特別調整・一般調整対象者）

依頼状況	R4（件）	R3（件）	増減
前年度からの継続	12	11	+1
当年度の新規	17	21	-4
合 計	29	32	-3

対象者区分	R4（件）	R3（件）	増減
高齢者	7	11	-4
高齢の障害者	3	2	+1
知的障害者	10	10	0
精神障害者	8	9	-1
身体障害者	1	0	+1
合 計	29	32	-3

33

沖縄県における対象者状況①

※令和4年度の支援実績

【被疑者等支援業務】 ※R3年度から実施

依頼状況	R4（件）	R3（件）	増減
前年度からの継続	1	-	+1
当年度の新規	10	2	+8
合 計	11	2	+9

対象者区分	R4（件）	R3（件）	増減
高齢者	1	1	0
高齢の障害者	4	1	+3
知的障害者	1	-	+1
精神障害者	3	-	+3
身体障害者	2	-	+2
合 計	11	2	+9

34

沖縄県定着における対象者状況 H30年度～R4年度(5年間)

【コーディネート業務：特別調整対象者89人の内訳】

① 性別

男性	85人	95.5%
女性	4人	4.5%

② 年代別

10代	2人	2.2%
20代	4人	4.5%
30代	9人	10.1%
40代	13人	14.6%
50代	15人	16.9%
60代	16人	18.0%
70代	22人	24.7%
80代以上	8人	9.0%

③ 属性

高齢	21人	23.6%
知的障害	18人	20.2%
精神障害	27人	30.3%
身体障害	2人	2.3%
高齢・障害重複	8人	9.0%
障害重複 (精神+身体、精神+知的)	13人	14.6%

35

沖縄県における対象者状況② H30年度～R4年度(5年間)

【コーディネート業務：特別調整対象者89人の内訳】

④ 矯正施設の入所回数別

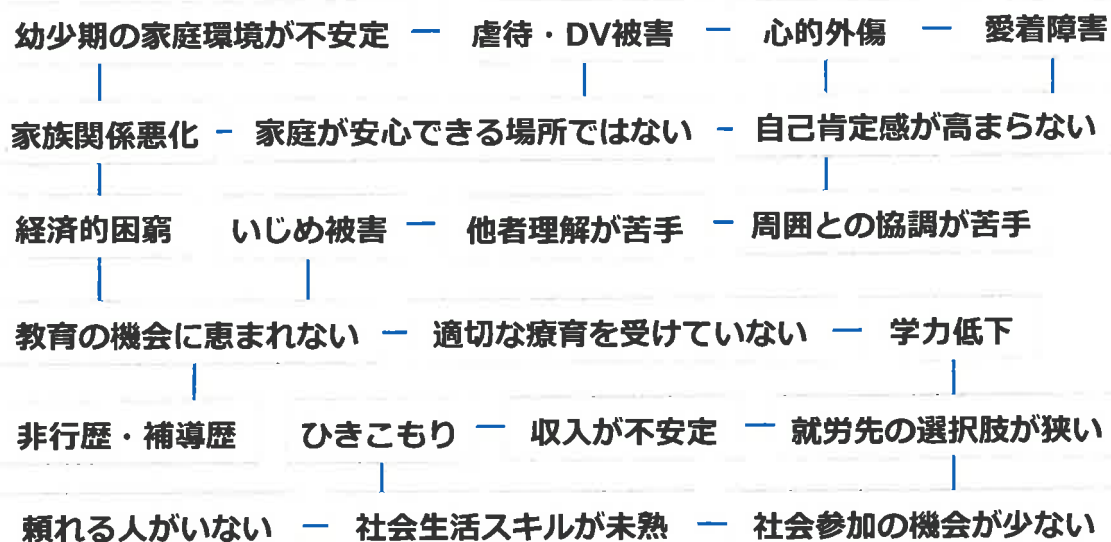
1回	40人	44.9%
2回	14人	15.7%
3～5回	18人	20.2%
6～10回	10人	11.2%
11回以上	7人	7.9%

⑤ 罪種別

窃盗犯	58人	65.2%
知能犯 (詐欺、横領、偽造等)	5人	5.6%
凶悪犯 (放火、殺人、強盗等)	8人	9.0%
粗暴犯 (暴行・傷害・恐喝・脅迫)	10人	11.2%
性犯 (強制・公然わいせつ)	2人	2.2%
その他 (道交法違反、薬物、器物損害等)	6人	6.7%

36

再犯する高齢者・障害者の背景



幼少期からの社会的・心理的な不利な状況の中で生活してきた環境要因の影響から犯罪行為に至るプレッシャーが高まる。

37

定着センターの支援対象者像

〈対象者本人が抱えやすい特性の例〉

- ① 福祉サービスを利用した経験がなく（浅く）、イメージが持てない
- ② アルコール、ギャンブル、薬物等の依存を抱えている
- ③ 自ら困っていることを言い出せず、困りごとを聞いても「ない」と答える
- ④ ホームレス経験が長い場合、制約のある環境での生活を好まない
- ⑤ 過去の経験から他者に不信感を抱きやすい
- ⑥ 他者との信頼関係構築に時間がかかる
- ⑦ コミュニケーションをとることが難しい（発語、難聴、生返事）
- ⑧ 本人の希望が二転三転する
- ⑨ セルフネグレクトに陥りやすい
- ⑩ 認知症を発症している場合がある

38

定着センターの支援対象者像

〈環境面での課題の例〉

- ① 家族・親族との関係が悪化していることが多く、サポートが期待できない
- ② 過去に虐待やネグレクト、いじめの被害体験がある
- ③ 本人の障害特性がまわりに理解されてこなかった
- ④ 福祉サービスや福祉制度が必要にもかかわらず、つながってこなかった
- ⑤ 過去の福祉サービス利用の中で、いやな経験をした記憶がある
- ⑥ 帰住希望地に必要な福祉サービスを提供する事業所がないことがある
- ⑦ 矯正施設出所後の受け入れ施設先が少ない
- ⑧ アパート入居を希望しても保証人がなく入居が難しい
- ⑨ 地元への帰住を希望しても、地元住民との関係が悪化していることがある
- ⑩ 一人暮らしになると まわりに相談する（頼る）相手がいない

39

支援を通して感じていること

- ・ 本人のレベルに合わせた説明がなされているか？
 - 言葉だけの説明や抽象的な言葉では伝わりづらい
 - 可視化しながら説明することでどこまで伝わるか
 - 体感することでイメージができるか
- ・ 本人が望んでいる生活とはどういったものか？
 - 枠の中での自由
 - 無理な支援は悪いイメージを作る
 - 意思決定支援
- ・ 信頼関係を構築するための関わり方は？
 - 過度な制限や指導は本人の生きづらさ
 - どのような関わり方をすれば安心して相談でき、支援につながるか

point

安心して相談でき、合理的配慮の下、本人のレベル・価値観に合わせた支援の提案

40

【講 義】

「ストレスマネジメント」

ハタワークス

大城 朝野 氏

<講師略歴>

<団体概要>

「沖縄版メンタルヘルス」を標榜し、平成24年、生きがい、働きがい、経営研究所「ハタワークス」設立、組織開発・キャリア開発コンサルティングを行う。最新の心理学的手法と社会保険労務士・産業カウンセラーとしての経験を基に「就業規則と組織開発」などの職場環境づくりと人材育成を行う。所属する組織（職場）を通し、働く個人には『生きがい、働きがい』を、企業組織には『生産性』に寄与するために個人と組織にアプローチする。

<公職等>

- ・沖縄県職業能力開発審議委員会（H28～）
- ・沖縄県職業能力開発協会 キャリア開発サポーター（H22～）
- ・沖縄県女性就業・労働相談センター・専門相談員（H27～）
- ・介護労働安定センター 人材育成・雇用管理コンサルタント（H22～）
- ・沖縄県認定人材育成コンサルタント（H26～）
- ・沖縄県社会保険協会 登録専門員（H26～）
- ・浦添商工会議所 創業・経営相談・エキスパート登録（H28～）

<活動実績>

- ・海邦総研ビジネスセミナー ストレスに強い職場づくり！
- ・社労士 中小企業支援セミナー～中小企業におけるメンタルヘルス～
- ・労働保険事務組合 福働会管理者が知っておきたいメンタルヘルスの基礎知識と対応策
- ・沖縄産業振興公社主催 会社を元気にするメンタルヘルス入門セミナー
- ・経営革新セミナー 組織を活性化、人材育成研修

令和5年9月6日(水)

ストレスマネジメント

働き方、暮らし方、経営研究所

Hathaworks

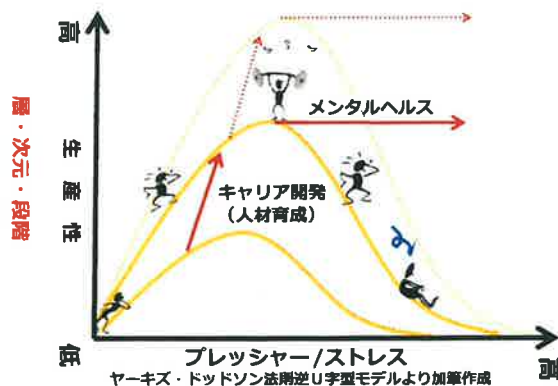
<http://www.hathaw.com>

ハタワークス 大城朝野

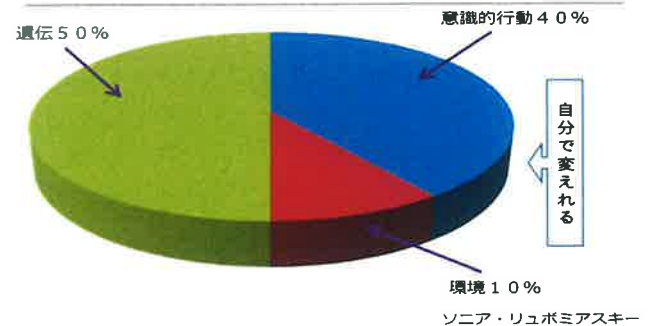
1. はじめに

0 5 10

本日、学びたいこと



「幸福を決定するものは何か(幸福度を決定する要素)」



「私」を作っているもの

① _____ ② _____ ③ _____

「私」が作っているもの

① _____ → ② _____ → ③ _____ → ④ _____

Hathaworks

2. ストレス(変化)に対応できる自己再構築

① 体を整える



② 心をクリアにする



③ 頭を整理する

解決志向アプローチ

問題志向型アプローチとは

問題の原因を追究し、原因を排除する方法
原因を探し、分析、考察し、解決する。
機械・システムと良い、壊れている所をおす
人、組織の問題は、原因が分かっても解決に向かわない。



解決志向アプローチでは
徹底的に「解決」に重点を当てる

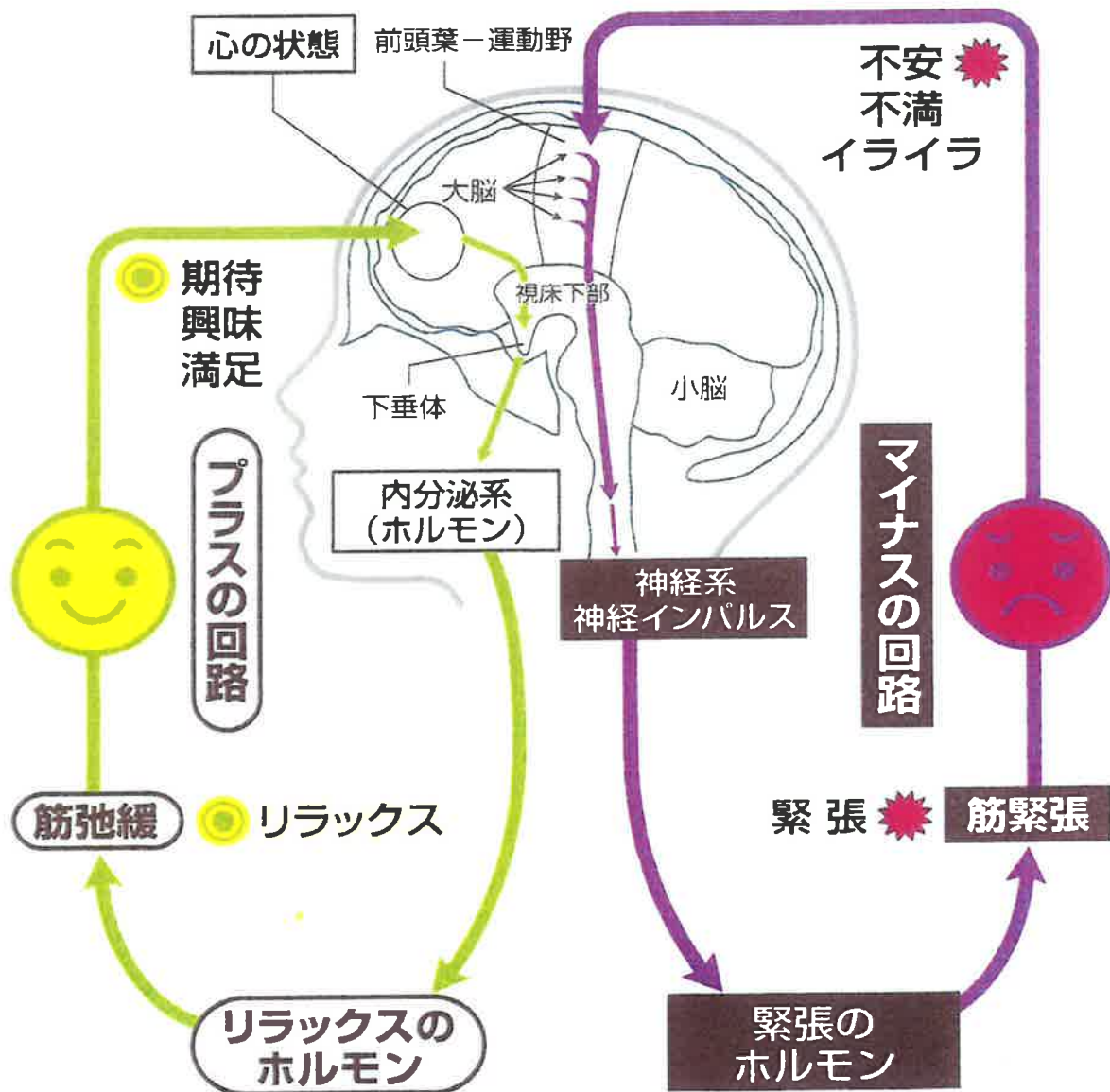
例：
作業員がヘルメットを置らない
問題志向だと →
解決志向だと →

ストレスと反応 パターン化 (反射)



WC-03

プラスの回路 ⇄ マイナスの回路



T M W T

Hathaworks

④ 暮らし(生活)を整える

「仕事も人生も豊かにさせる」には④「暮らし」を整える



3. ワーク 1

最近、少しでも「頑張ったなあ〜」と思えることについて (仕事でもプライベートでもなんでも OK)

4. コンプリメント

①

②

③

トーマス・リコーナ (Thomas Lickona) 著 (訳: 水野修次郎)
「人格教育」のすべて—家庭・学校・地域社会ですすめる心の教育より

考え方に気をつけなさい。
あなたの考えは、あなたの言葉になるでしょう。
言葉に気をつけなさい。
あなたの言葉は、あなたの行動になるでしょう。
行動に気をつけなさい。
あなたの行動は、あなたの習慣になるでしょう。
習慣に気をつけなさい。
あなたの習慣は、あなたの人格になるでしょう。
人格に気をつけなさい。
あなたの人格は、あなたの運命になるでしょう。



5. おわりに



Hathaworks

【講 義】

「行政職員としてのケースワーカー」

沖縄県身体障害者更生相談所

所長 新城 正志 氏

令和5年度

福祉事務所等面接相談員研修 福祉事務所等生活保護担当職員研修（中堅）

講義「行政職員としてのケースワーカー」

この資料は、平成30年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業（一般財団法人日本総合研究所）」において作成された研修教材のうち、「No.1 生活保護制度の意義と支援者の心構え」、「No.3 生活保護業務における面接相談」、「No.6 社会資源との連携・協働」の一部を本研修のために改編したものです。

— 目 次 —

1 生活保護制度の意義と支援者の心構え

- 生活保護制度の目的
- 生活保護制度の意義と支援者の心構え
- 人間の尊厳の保持、人権の尊重
- 生活保護実践に必要な基本姿勢
- 生活保護実施の態度
- 生活保護ケースワーカーの仕事はやりがいある仕事
- 出典

2 生活保護業務における面接相談

- 面接相談の目的
- 面接の心構え
- 事例で見る！「主訴」と「ニーズ」
- 面接をよりよいものにするために
- 面接相談のための技術
- 出典

3 社会資源との連携・協働

- 社会資源との連携・協働とは
- 社会資源との連携・協働の必要性
- 社会資源との連携・協働のレベル
- 社会資源との連携・協働のステップ
- さまざまな連携・協働におけるポイント
- 連携・協働は自立支援の大きな力
- 出典

<参考資料>

1 生活保護制度の意義と 支援者の心構え

生活保護制度の目的

①生活保護法

生活保護法は、憲法第「 25 」条に規定される「 生存 」権を具現化する法律です。

②生活保護法の目的

生活保護法の目的は、「 最低限度の生活保障 」と「 自立の助長 」であり、このことは、生活保護法第「 1 」条に規定されています。

③生活保護の「4つの原理」

生活保護は、法第1条～4条に規定される4つの原理（法のゆるぎない考え方）に基づき実施されます。

第1条 「国家責任による最低生活保障」の原理

第2条 「無差別平等」の原理

第3条 「健康で文化的な最低生活保障」の原理

第4条 「保護の補足性」の原理

⇒4つの原理、そして、法第7～10条に規定される「4つの原則」を正しく理解し、相談者、要保護者に、わかるように伝えられるようにしておくことが求められます。

生活保護法の原理・原則が、みなさんの実践の根拠となっています。

折々に、生活保護手帳の「生活保護実施の態度」と条文を、見直していきましょう！ 1

生活保護制度の意義と支援者の心構え①

▶「住民の福祉の増進」に貢献できる生活保護実践

振り返ってみましょう・・・

みなさんは、なぜ地方公務員になったのですか？

地方自治法第1条の2

「地方公共団体は、（ **住民の福祉の増進** ）を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」

⇒生活保護の仕事は、生きていくことそのものに不安や困難を抱えた住民を受けとめ、支えることを通じて、行政が担うべき「**住民の福祉の増進**」に直接的に貢献できる、とても意義ある取り組みです。

生活保護法は、最後のセーフティネットと言われており、住民の命と生活をまもることをその役割としています。その業務を担う社会福祉主事は、法に基づく権限を適切に行使するとともに、社会福祉的な視点をふまえた相談援助を行うことが求められています。

出典：新保美香「ケースワーカーのための対人援助技術」『平成30年度 生活保護担当ケースワーカー全国研修会資料』厚生労働省社会・援護局保護課,p76をもとに作成

生活保護制度の意義と支援者の心構え②

ケースワーカーとして生活保護業務を進めるにあたって、生活保護業務の特性を知っておきましょう。

①「住民を支える仕事」であると心得る

ケースワーカーの仕事は、「住民」を支える仕事です。

「制度」ではなく、「相談者（利用者）」を起点として、「一人ひとりのしあわせ」を目標とした援助・支援をイメージして、取り組んでみてください。

ケースワーカーこそ、一人ひとりの住民の、一番の応援団になれる存在です。

②「相談者（利用者）との葛藤が生じやすい仕事」であると心得る

ケースワーカーは、業務上、通常は他者には語りたくないような情報を把握していく必要があります。このことは、相談者にとっては苦痛を伴うことが少なくありません。また、「金銭」を関わらせて相談が行われるため、相談者との間に葛藤が生じやすくなります。（「お金」の持つ重みを、ぜひ自覚してください。）

生活保護制度の意義と支援者の心構え③

③「結果のみえにくい仕事である」と心得る

ケースワーカーは、住民一人ひとりの人生や生活の「ごく一部」にかかわらせていただくにすぎません。生身の人を相手に行われる仕事のため、支援者のかかわりや支援の成果はすぐに目に見える形では現れにくく、計画したとおりに進まないものです。

➡種をまく仕事、見守る仕事、バトンを渡す仕事

④「限界がある仕事」とであると心得る

ケースワーカー（福祉事務所）にできる援助・支援には限界があることを、忘れずにいてください。「限界」が来ていないかを組織として判断することも心がけてください。

出典：新保美香「ケースワーカーのための対人援助技術」『平成30年度 生活保護担当ケースワーカー全国研修会資料』厚生労働省社会・援護局保護課,p77をもとに作成

生活保護制度の意義と支援者の心構え④

**ケースワーカーは、所属する自治体を代表して
被保護者に向き合っています。**

**「組織で行う仕事」であることを常に意識して
取り組んでください。**

「組織で行う仕事」とは、つまり・・・

生活保護実践は、生活保護ケースワーカー個人の責任で行うものではありません。

逆に言うと、「生活保護ケースワーカーの行動＝組織全体の決定」と受け取られる可能性もあるという意味も含んでいます。

生活保護ケースワーカーの一人ひとりが責任感をもって業務に臨み、組織としてそれを支えていくという好循環が生まれることが望まれます。

生活保護実践に必要な基本姿勢①

▶人間の尊厳の保持、人権の尊重

プラント（plant,R.）は、人間尊重について、以下のように主張しています。

「ある特定社会の慣習的な役割構造の中で義務的行為を果たしている人（たとえば、農夫、牧師など）として尊重するのではなく、一人の＜人間＞として尊重することである。人間尊重という概念は、人間は特定の役割遂行によってではなく、一人の＜人間＞として尊重される権利がある」

つまり、その人がどのような社会的な状況にあるか、どのような役割を果たしているか、あるいは、社会に貢献する有用な役割を演じているのかどうかといったことではなく、**その人の存在そのものを認め、そして尊ばなければならない**、としています。

また、日本国憲法第11条においても、以下のことが規定されています。

「国民は、すべての基本的人権の共有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」

出典：『社会福祉学習双書』編集委員会『社会福祉学習双書2018 第9巻 社会福祉援助技術論Ⅰ 相談援助の基盤と専門職／相談援助の理論と方法』全国社会福祉協議会,2018年,p43-45をもとに作成

生活保護実践に必要な基本姿勢②

憲法第25条における「**生存権の保障**」、および第14条の「**法の下に平等**」を基底としつつ、ケースワーカーは、憲法第13条「**人としての尊重、幸福追求**」に示す、
「**すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする**」とある部分まで、しっかりと実践の基盤として認識し、利用者主体、利用者本位の実践を基盤として展開することが求められます。

生活保護実践に必要な基本姿勢③

▶ 基本に立ち返ることの大切さ

「生活保護手帳」は、ケースワーカーの皆さんの実践のよりどころとなるものです。日常業務においては「生活保護手帳」の「保護の実施要領」のところをくり返し読まれるかもしれませんが、「生活保護法」の条文にも親しんでいただきたいと思います。

とりわけ、生活保護法の目的と原理・原則を含んだ第一条～第十条は、いつでも、相談者や要保護者、被保護者の方々にわかりやすく説明できるように理解しておくべき根幹にあたる部分です。ぜひご確認ください。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p9～10をもとに作成

生活保護実践に必要な基本姿勢④

▶ 生活保護手帳の冒頭「生活保護実施の態度」

「生活保護実施の態度」の冒頭には、「保護の実施要領等を骨とし、これに肉をつけ、血を通わせ、あたたかい配慮のもとに生きた生活保護行政を行うよう」7つの点に留意して実施することを期待するとあります。

1 から7の項目それぞれには短い解説があります。折に触れて、ぜひともそれぞれがお持ちの「生活保護手帳」をご覧ください。

なお、「生活保護手帳」とともに「生活保護手帳別冊問答集」の冒頭にも、同様の基本姿勢が「生活保護問答集について」として掲載されていますので、そちらもご一読ください。

「生活保護実施の態度」

「生活保護手帳」は読むものではありませんが、「生活保護実施の態度」には、生活保護業務に携わるにあたっての心構えが記載されています。

この部分はしっかりと目を通してください。

【生活保護実施の態度】

- 1.生活保護法、実施要領等の遵守に留意すること。
- 2.常に公平でなければならないこと。
- 3.要保護者の資産、能力等の活用に配慮し、関係法令制度の適用に留意すること。
- 4.被保護者の立場を理解し、そのよき相談相手となるようにつとめること。
- 5.実態を把握し、事実に基づいて必要な保護を行うこと。
- 6.被保護者の協力を得られるよう常に配慮すること。
- 7.常に研さんにつとめ、確信をもって業務にあたること。

生活保護実施の態度①

1 生活保護法、実施要領等の順守に留意すること。

実施要領は、生活保護法令を実際に適用するうえの具体的指針であり、生活保護行政は、生活保護法令に定めるところはもとよりのこと実施要領に従って適正に実施されるべきものであること。

2 常に公平でなければならないこと。

生活保護は、生活困窮者に対しひとしく最低限度の生活を保障する制度である。要保護者の事情を客観的な立場において把握し、公平な適用がなされなければならない。

3 要保護者の資産、能力等の活用に配慮し、関係法令制度の適用に留意すること。

生活保護は、要保護者の活用し得るもののすべてを活用した後に、はじめて適用されるものである。

要保護者の資産能力等の活用に十分配慮するとともに、関係法令を理解し、その適用に遺漏のないように留意すること。

生活保護実施の態度②

4 被保護者の立場を理解し、そのよき相談相手となるようにつとめること。

生活保護は、被保護者の自立助長を図ることをあわせ目的とするものである。被保護者の個々についてその性格や環境を把握理解し、それに応じた積極的な援助をたゆまず行うようつとめること。

5 実態を把握し、事実に基づいて必要な保護を行うこと。

生活保護の保障は、要保護者個々の受容に基づいて行われるものである。要保護者の申し立てや第三者の意見を聴取するに止まらず、実態を把握し、事実に基づいた保護を行わなければならないこと。

出典：『生活保護手帳 2018年度版』中央法規出版

生活保護実施の態度③

6 被保護者の協力を得られるよう常に配慮すること。

被保護者は、公的扶助を受ける権利を有するとともに、生活の維持向上につとめる等の責務を負う。

法令に定める責務について被保護者が進んでこれを果すよう配慮すること。

7 常に研さんにつとめ、確信をもって業務にあたること。

生活保護業務を担当する職員は、実施機関の一員であることを自覚し、それぞれ果すべき職責を明確に把握するとともに、相互に研究し、必要に応じ上級者の指揮を求め、自己の業務に確信をもって事にあたること。

出典：『生活保護手帳 2018年度版』中央法規出版

生活保護ケースワーカーの仕事はやりがいある仕事

福祉事務所を訪れる人たちは、いろいろな生活問題を抱えています。生活に疲れ将来の展望が見えなくなっている人、心身に障害があるため社会復帰できず苦しんでいる人、家族から孤立している高齢者、夫の暴力から逃げてきた母子など、それぞれの人・世帯がいろいろな事情・背景をもって福祉事務所の相談窓口を訪れているといっただけでしょう。その相談どれ一つとして、同じ内容のものはありません。また、福祉事務所への相談に至るまでに、その人・世帯なりに、自分たちの力で何とかその問題を解決しようと努力を重ねたうえで、福祉事務所を訪れていることが、ほとんどであるといっただけでしょう。

そこで、その人たちの問題を受け止め、問題解決に向けて相談援助を展開していくことが、生活保護ケースワーカーの社会福祉実践に求められているといっただけだと思います。

そうした意味では、この生活保護ケースワーカーが行う社会福祉実践ほどやりがいのある仕事はないといえます。このことは、人の苦悩や悲しみをともにし、相手の幸せを願う仕事に就いている者の多くが感じる共通の認識でしょう。

出典：岡部卓『新版 生活保護ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年,p34をもとに作成

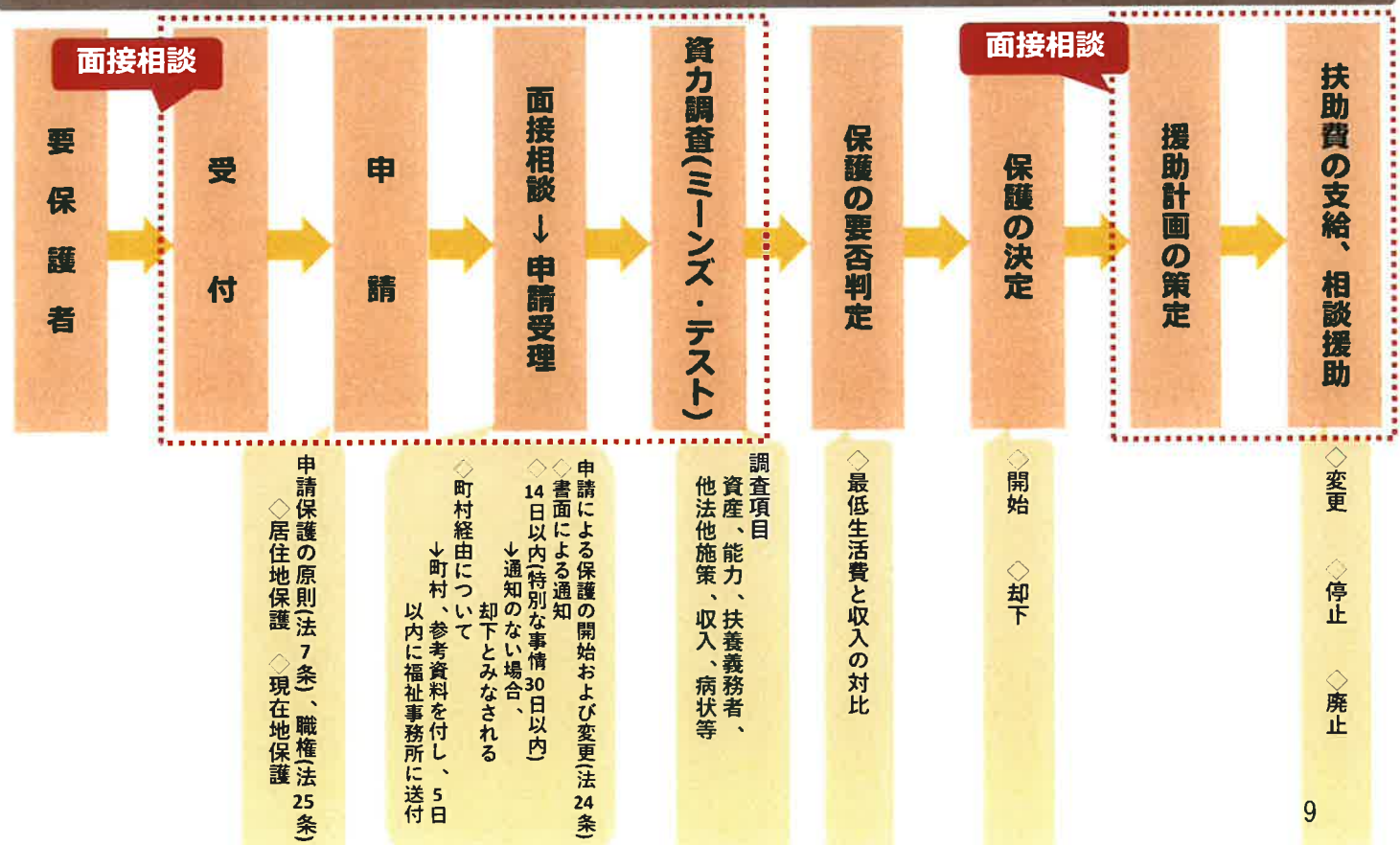
出典

【本研修教材作成に用いた資料】

- ・社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座16 低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規出版,2019年.
- ・岡部卓『生活困窮者自立支援－支援の考え方・制度解説・支援方法－』中央法規出版,2018年.
- ・岡部卓『新版 生活保護ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年.
- ・新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年.
- ・新保美香「ケースワーカーのための対人援助技術」『平成30年度 生活保護ケースワーカー全国研修会資料』厚生労働省社会・援護局保護課,平成30年8月.
- ・厚生労働省『平成30年度 全国厚生労働関係部局長会議資料 資料2』,平成31年1月18日.
- ・厚生労働省『社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第1回） 資料4 』,平成29年5月11日.
- ・『生活保護手帳 2018年度版』中央法規出版.

2 生活保護業務における面接相談

生活保護業務における面接相談



面接相談の目的

ケースワーカーは、面接という具体的な手段を活用して自立支援を行います。

面接という言葉は「**お互いに平等な立場であいまみえる**」という意味を持っています。

面接の対象である相談者は要保護者であり、被保護者です。面接は、そのような人々との間に、特定の目的をもって行われる対人コミュニケーションであり、課題解決や環境改善のための手段として活用されます。

面接の目的は、大きく次の3点に整理できます。

① 相談者との信頼関係とパートナーシップの構築

信頼関係がないところに支援は存在しません。信頼関係とパートナーシップは、課題解決のための相談者の主体性を引き出すことにつながります。

② 相談者の課題についての主観的・客観的事実の把握

主観的・客観的事実の把握のため、情報収集を行い、相談者の生活を理解し、課題を整理します。また、課題解決に向け、相談者とケースワーカーが情報を共有します。

③ 課題解決

面接を通して必要な情報、知識、手段などを相談者に伝え、支援を行います。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p10

面接の心構え①

ケースワーカーの業務においては「面接に始まり面接に終わる」といっても過言ではないほど、面接は重要です。そこで、ここでは面接における「心構え」について説明します。

▶ 相談者の基本的な人権・人格を尊重します。

相談者は個人として尊重されたい、自分を理解して欲しいと願っています。どのような相談者も、かけがえのない一人の人として迎え、人格や尊厳を尊重することが、相談対応をする上での基本姿勢です。

ケースワーカーが個々に持つ先入観や偏見は、しばしばこのような基本姿勢を崩す要因となります。自分自身の価値観や物事に対する意識を見直しながら、正しい知識を学び、身に着けていくことで、先入観や偏見は取り除かれていきます。

▶ 相談者自身の力を引き出し、活かしていくようにします。

いかなる人にも内的な力を有しているという確信をもつことです。

面接の心構え②

▶ 相談者をありのままに受け止めます。

ケースワーカーは、自分の考えをうまく表現できない、感情が先行して冷静に話ができないといった状態の相談者と向き合うことになります。相談者がこういった状況にあっても、まずは、目の前にいる相談者のありのままを、善悪等の価値判断をせずに受け止めることが大切です。相談者は、「自分の気持ちや状況を受け止めてもらえた」と感じたときに、ケースワーカーに安心感を抱くことができます。

また、ありのままを受け止めることにより、ケースワーカー自身も、相談者の言動に感情的に反応したり、感情に巻き込まれたりしてしまうことを避けることができます。

▶ 物事には2つの側面があります。

相談者の問題点やできない側面にのみ着目するのではなく、相談者の持つ強みやよいところを見ていく「ストレングスの視点※」を大切にし、良いところ、プラスの側面にも着目します。

相談者が、面接を通じて自分の長所、強みを発見し、それを活かしたときは大きく課題解決につながります。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p10
新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』社会福祉法人全国社会福祉協議会,2018年,p10-13

面接の心構え③

※ストレングスの視点

相談者の持つ強みや、よいところ、できていることなど、「相談者の持つ力」に着目していく視点のことを指します。ケースワーカーは、知らず知らずの間に、相談者のできないことや、うまくいかないことに着目し、それをいかに解決するかを考えてしまいがちです。

ストレングスの視点を活かした支援を行う際には、「相談者は、相談者自身のことを一番よく知っている存在である」と考えます。そして、ケースワーカーは、相談者が主体的に自分自身の問題を解決するために、どのような「相談者の持つ力」を活用できるか、相談者とともに考えていくことが求められているのです。

※詳しくは、教材No.4の「アセスメントと援助方針策定」もご参照ください。

ケースワーカーは、「相談者一人ひとりが目標を達成していくためのパートナー」としての役割を担っているのです。



面接の心構え④

▶ 相談者の生活全体を理解するようにします。

相談者の持つ様々な課題の背景に、地域社会や親族等の関係が希薄であったり、生活の意欲の喪失や自己肯定感を持っていない等の状況がないか、相談者の状況や心情の理解に努めます。

また、相談者の主訴にのみ着目するのではなく、相談者の持っている力と相談者を取り巻く環境（地域環境など）との関係を把握します。

▶ 選択と決定の権利は相談者にあります。

「生活指導」の名のもとに、指示的にならないように注意します。

相談者の主体性・自己決定を尊重するように、また、自己決定ができるようにします。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p10

面接の心構え⑤

▶ 説明と同意を十分に行うようにします。

相談対応をよりよく行う上で忘れてはならないのが、相談者との間で丁寧に「説明と同意」を行うことです。生活保護制度をはじめとする諸制度の内容や、調査（質問）している理由、ケースワーカーの役割などを、相談者がわかる言葉で説明し、理解と同意を得ることが求められます。

口頭説明だけでなく、パンフレットやメモなどを活用し、真に相談者が理解できるよう配慮することも必要です。

▶ 誠意をもって相手と接するようにします。

相談者の多くが、生活上の不安とともに、窓口で非難や批判をされずに話を聴いてもらえるか、困りごとが解決できるかという不安を持っています。

ケースワーカーによっては、しばしば相談者と話すことに慣れず、苦痛を感じる場合があると思います。相手との人間関係を構築するためには、時間がかかる場合やとても苦勞することがありますが、決してあせらないことです。

そして、相手に対してできるだけ誠意をもって接することが大切です。

面接の心構え⑥

▶ 相談者の主訴※からニーズを明確化します。

面接の目的のひとつに、相談者の主訴を聴き取り、ニーズを的確に把握することがあります。しかし、相談者が何に困って、何を解決したいのかを、的確に把握することはなかなか困難な作業です。

生活保護の相談に福祉事務所を訪れる場合、相談者は緊張や不安などを抱えた特別な心理状態となっていることが多く、現在、自分が置かれている状況を整理して話せることは稀と言っていいでしょう。相談者は、自分のこれまでの生活の経緯や現在困っていることなどを自分の感情にまかせて訴えてきます。そのため、相談者の訴えは現状の表層部分についてのみ行われることがあり、客観的なニーズが明らかになるとは限りません。

※主訴

主訴とは、相談者がケースワーカーに伝える、具体的な訴えのことを指します。相談者は、本当に困っていることを、そのままケースワーカーに伝える場合もあれば、本当に困っていることを表現できないこともあり、相談者の訴えと解決すべき課題が、異なっていることも少なくありません。そこで、インテークの場面では、まず、相談者の訴えをありのまま受け止め、そこから解決すべき課題は何かを明らかにしていくことが大切です。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p11-13

事例で見る！「主訴」と「ニーズ」①

前述の「面接の心構え」をふまえた上で、事例を通して相談者の「主訴」と「ニーズ」を読み取ってみましょう。



Aさん

【Aさんの状況】

アパートで一人暮らしをしている。高齢で、日常生活に多少不自由があるため、ヘルパーに週1回程度、手伝ってもらいながら在宅で生活している。



Aさん

老人ホームの入居申し込みをしたいと思っているんですが…。

そうなんです。ご自宅での生活に、ご不安がおありですか？



担当CW



Aさん

アパートが老朽化してて、近々立ち退きを求められるんじゃないかって噂が住民の中で広まっているんです。早く老人ホームに申し込んでおかなきゃいけないんじゃないかと思って。

そうだったんですね…。Aさんとしては、本当に老人ホームに入居したいというお気持ちはおありなんですか？



担当CW



Aさん

近所に友人も多いし、できるなら自分の家で生活したいよ。けど、立ち退きがあった時にどうしたらいいかわからない。頼れる家族や親族もいないしね。

Aさんの主訴とニーズについて、考えてみましょう！

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p11-13

事例で見る！「主訴」と「ニーズ」①

Aさんの主訴

老人ホームの入居申し込みをしたい。

Aさんのニーズ

住み慣れた今の地域、自宅での生活を続けたい。



Aさん

その後… (担当CWより)



担当CW

立ち退きの真偽を確認することを本人に助言し、もし本当に立ち退き要請がなされた場合の家主とのやりとりの見通しなどを説明しました。

もし本当に立ち退きが必要とされた時は、できるだけAさんのご希望に添った生活の場が確保できるよう、相談に乗っていくことを伝えました。Aさんには、「ひとりで悩まなくていい」「何かあった時には、ケースワーカーに相談し、考えたい」と思っていただけようです。

今後、立ち退きの話が具体化した時は、改めてAさんと「支援の計画と方法」を相談していきたいと思います。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p11-13

事例で見る！「主訴」と「ニーズ」②

それでは、Aさんの事例について、もう1つのパターンを見てみましょう。



Aさん

【Aさんの状況】

アパートで一人暮らしをしている。高齢で、日常生活に多少不自由があるため、ヘルパーに週1回程度、手伝ってもらいながら在宅で生活している。



Aさん

老人ホームの入居申し込みをしたいと思っているんですが…。

そうなんです。ご自宅での生活に、ご不安がおりますか？



担当CW



Aさん

以前近所に住んでいた友達と会って、老人ホームに入って安心して暮らしているみたいで。
この前、鍋を焦がしちゃったし、階段の昇り降りも辛くなってきた。一人で暮らすのが不安になってきたので、私も友人と同じようなホームに入りたいと思うようになったんです。

Aさんの主訴とニーズについて、
考えてみましょう！

事例で見る！「主訴」と「ニーズ」②

Aさんの主訴

老人ホームの入居申し込みをしたい。

Aさんのニーズ

- ①友人と同じようなホームで安心して生活したい。
- ②心身ともに一人暮らしが不安な状況を何とかしたい。



Aさん

その後… (担当CWより)



担当CW

Aさんの「老人ホームの入居申し込みをしたい」という主訴は、「友人と同じようなホームで安心して生活したい」というニーズとほぼ一致していました。しかし、それだけでなく、「今の心身ともに一人暮らしが不安な状況を何とかしたい」ということもAさんのニーズであると感じました。なので、Aさんの「目標」としては、「老人ホームへの入居」と「入居まで安全に在宅生活を継続すること」の2つになります。Aさんと話し合い、①老人ホームへの見学同行と入居手続きを進めていく、②心身の状況をさらに把握し、安心して在宅生活ができるよう対応策を考える、という支援計画と方法を検討していきたいと思います。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p11-13

面接をよりよいものにするために①

▶ 相談者の状況があるがままに受け入れ個別に理解する

経済的困窮に陥った背景や要因は、相談者によって様々です。相談者の受け止め方を含めて、一人ひとりが違うという理解が必要です（個別化）。

相談者の感情（気持ち）、考え、行動等の是非にかかわらず、あるがままの姿を受け止め（受容）、共感的な関わりを行うことが重要です。共感とは、相談者の苦悩、不安、恐れといった感情を相談者と共にすることを言い、自らの体験や価値観の枠の中で相手の思いや考えを推し量ろうとする主観的理解とは区別されるものです。人間は「個人として尊重してほしい」という潜在的欲求をもっています。相談者一人ひとりについて、個別のニーズを持った者として理解し、支援方針や支援内容を検討する必要があります。

面接をよりよいものにするために②

相談者との援助関係を形成するにあたり、
「**バイステックの7原則**」が参考になります。

- ①個別化（相談者を個人としてとらえること）
- ②意図的な感情表出（相談者の感情表現を大切にする）
- ③統制された情緒的関与（援助職者は自分の感情を自覚して吟味する）
- ④受容（受け止める）
- ⑤非審判的態度（相談者を一方的に非難しない）
- ⑥自己決定の原則（相談者の自己決定を促して尊重する）
- ⑦秘密保持（秘密を保持して信頼感を醸成する）

これらを実践するには、まずは**自分自身の価値観や傾向を理解**し、それらが上記の原則の実現にどのような影響を与えるかを考える必要があります。

出典：『社会福祉学習双書』編集委員会『社会福祉学習双書2018第9巻社会福祉援助技術論Ⅰ 相談援助の基盤と専門職／相談援助の理論と方法』全国社会福祉協議会,2018年,p182-183より作成

面接をよりよいものにするために③

▶自分自身の価値観や傾向を知る

ケースワーカーは、**自分が感情的になってしまう相談者のタイプや相談内容**などについても十分知る必要があります。それは、相談者の話を聴いたり、相談者を観察し、理解しようとする面接が、**ケースワーカーの価値観や感情に基づいて行われる場合があるから**です。まず、自分自身の性格や行動の傾向を知っておく必要があります。

ケースワーカーが自分なりの価値観、感情を持つことが問題なのではなく、**なぜこの相談者に対して安心したり、不安になったり、憤りを感じたりといった感情を抱くのか、そうした自分の傾向を客観的に理解しておく**必要があります。ケースワーカーは生まれ育った環境、所属してきた組織、社会経験等を振り返ることにより、**自分の価値観や感情によってのみ相手を捉えないよう、意識的に面接を行う**ことが可能となります。

面接をよりよいものにするために④

▶ 所内面接や家庭訪問における配慮

面接を行う場面は、**福祉事務所内と家庭訪問**に大きく分かります。その際配慮すべきことは、**相手の立場を考えた言動等をとる**ことです。

福祉事務所で面接を行う際、何人かが順番待ちをしている場合、大きな声で順番の来た人の名前を呼ばないようにし、相談者の話を十分聴くためにも、個室かそれに近い場所で面接を行うなど**プライバシーの配慮**をします。

家庭訪問の際、玄関先で大きな声で福祉事務所の者であることを告げる、福祉事務所名が記載された自動車や自転車を家の近くに停めるなどについては、配慮が足りない言動であり**信頼関係にマイナス**になります。また、事前に連絡をして家庭訪問の日時を決めた方が、信頼関係を構築する上では、より良い場合も考えられます。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p14

相談面接のための技術①

相手の主訴を聴き取り、ニーズを的確に把握するために、有効となる具体的面接技法について、いくつか紹介します。なお、これらの技法については、機械的に実践するのではなく、前述の「面接の心構え」を十分に踏まえた上で、柔軟に実践することが重要であると考えられます。

相談面接のための技術 5つのポイント



次頁から、具体的な手法について学んでいきましょう！

相談面接のための技術②

傾聴

相談者の語ることをよく「聴く」ことが面接の基本です。「傾聴」とは、相談者の置かれている状況を単に聞くだけでなく、相談者の表情、振る舞い、視線、声の大小などにも注意して、相談者が本当に語りたいことを積極的に理解し共感しようとするケースワーカーとしての姿勢や関わりを指します。こういった姿勢や関わり方が相談者にも伝わり、相談者との信頼関係の形成を促進することとなります。

相談者は「何から言ったらいいのか」、「どう言ったらいいのか」、「自分の気持ちを理解してくれるだろうか」、「何か批判されないだろうか」等の心境にあります。相談者が自ら話せるようにすることが大切です。

面接は相互作用です。ケースワーカーは単に相談者の語ることを耳と心を傾けて聴くだけでなく、「聴いている」ということを相談者に伝えることも必要です。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p14

相談面接のための技術③

表情や態度

面接の場面で、相談者もケースワーカーを観察していることについて意識しなければなりません。相談者もまた、ケースワーカーの表情、声の大小やトーン、面接時の態度などを観察し、自分の話をよく聴いてくれているか、信頼できる人かなど観察しています。

相談者と話すときは、こんなことに気を付けましょう！

うつむいて話す、ボールペンなどをいじる、足を組む、足を動かす、腕を組む…面接においてマイナスとなり得る自分のくせはありませんか？

日ごろから相談者に受け入れられやすい表情、態度、話し方を心掛けることが重要です。

次頁では、相手に受け入れられやすい表情や姿勢などの一例を学びましょう！

相談面接のための技術④

表情や態度

表情	相手に関心を持ち、話を受け止めていこうとすることが伝わるような表情を心掛けましょう。眉を寄せる、首を少し傾けるという行為は、相談者に否定的なイメージを与えます。
姿勢	状態を少し前に傾けて、相談者の話に興味を持っているという姿勢で話を聴きましょう。また、相談者に横柄な印象や堅い印象を与えるため、足、腕を組んだ姿勢で話を聴かないよう注意しましょう。
目線	相談者の鼻から口にかけて、顔全体を見ることを心掛けましょう。 面接の場面では、ケースワーカーと相談者の関係が、話を聴いてあげている者と話を聴いてもらっている者というような上下関係に陥りやすいので、注意しましょう。
声の調子 強弱・速さ等	落ち着いた口調でゆっくり返すようにします。ケースワーカーが声の調子を高くしたり大きくしたりすると、相談者も反応し、より声が大きくなります。また、普段から早口な人は注意して、ゆっくり話すようにしましょう。
座る位置	相談者に対し、真正面に座ってしまうと、相手に圧迫感や、否定的な印象を与えやすいため、相談者の真正面に座らず、若干斜めになるように座ります。
距離	面接において、距離は重要な意味をもちます。通常はテーブルを挟みますが、聴き取りがしづらい高齢者や、「役所は敷居が高い」という意識を持つ人に対しては、側で話を聴くようにします。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p14-15

相談面接のための技術⑤

反射

ケースワーカーが理解したことを相談者に返すことを反射といいます。反射することによって、相談者が自分を理解することができるようになります。

反射には「内容」に関するものと「感情」に関するものがあります。

次頁では、「内容の反射」について学びましょう！

相談面接のための技術⑥

反射

<内容の反射>

繰り返し (リピート)

相談者の言葉をそのまま伝え返します。

[例]

相談者「昨日は病院に行きました」

ケースワーカー「昨日は病院に行かれたのですね」

言い換え

相談者が話したことを別の言葉で言い換えて、話した内容の確認をします。

[例]

相談者「うそをつかれたのです。息子のこと、信頼していたのに…」

ケースワーカー「信頼していた息子さんに、本当のことを言ってもらえなかったのですね」

要約

相談者の話の要点だけを整理して伝える技法です。必要な部分を繰り返し要約し、具体化して返します。相談者が自分の考えをまとめることを助けます。事実関係の整理だけでなく、相談者の感情の動きにも気を配りながら要約することが大切です。

[例]

相談者「夫が病気になり働けなくなって、私も病弱なので仕事ができないんです。年金だけでは医療費が払えなくなりそうで…。貯金も少なくなって。病院の方が、「福祉の窓口で相談に行ったら」と言ってくれましたけど、ここに来たって近所には知られたくないんです。いろいろ言われるのは嫌なんです」

ケースワーカー「ご主人が病気で働けず、医療費が払えなくなりそうなことを心配しておられるのですね。そして、ここに相談されていることは近隣の方には知られたくないのですね」

明確化

相談者が話したいと思っていることを相談者に代わって明確な言葉で表現します。

[例]

相談者「ほら、あの、あそこの病院に相談できるところがあるでしょ。親切な職員の人がなんでも話を聴いてくれて、そしたら、ここに来たら病院に払うお金ができるって。うちのお父さんが病気になって。恥ずかしいけど、お金あんまりなくて…」

ケースワーカー「今日は、医療費のお支払いが心配で、生活保護の相談にいらしたのですね」

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p16-17

相談面接のための技術⑦

反射

<感情の反射>

感情の反射

相談者が話した感情に焦点化し、伝えます。

[例]

相談者「夫が暴力をふるいます。我慢できないほどつらいです」

ケースワーカー「おつらいのですね」

感情の受容*

相談者が話した感情を受けとめます。

[例]

相談者「夫が暴力をふるいます。我慢できないほどつらいです」

ケースワーカー「暴力を受けてつらい思いをされていらっしゃるお気持ち、よくわかります」

明確化

相談者が話した感情を明確に返します。

[例]

相談者「せっかく紹介してもらった作業所ですが、行っても何をしたいのかわからないんです。この前は、他の利用者に意地悪されて、嫌になりました。母も、私にはこの作業所は合わないんじゃないかと言います。こんな気持ちで通っても、紹介して下さったあなたの顔に泥を塗ることになるかもしれません。それも心苦しくて…」

ケースワーカー「作業所に通うのがつらい気持ちと、紹介してもらったのだから迷惑をかけてしまうのではないかという思いがあるのですね。それで困ってしまっているのですね」

*感情の受容について

感情の受容は、相談者が感情を含めて語ることがを促します。また、面接全体の流れの中で、ある出来事や事柄について主観的にどのように受け止めているのか明らかにすることにあります。感情の受容を重視しすぎると、かえって面接の内容が不明確になったり、感情移入してしまうこともあります。感情の受容は面接全体の中で、適宜取り入れるようにします。

20

相談面接のための技術⑧

話を引き出す

「傾聴」とも重複しますが、まずは聴き手にまわり、相手に話してもらうようにしましょう。相手に話してもらうとは、相談者に自由に話してもらうことで、ケースワーカーの意図に沿った質問に対して答えてもらうこととは違います。

面接の場面では、相談者の主訴からニーズを把握しようと、聴く側の立場で「なぜ?」、「どうして?」と尋ねることばかりしてしまいがちですが、多くの場合、相談者はそのような質問を「非難」や「叱責」として受け取ってしまいがちです。

相談者の主訴からニーズを把握するため相手の話を整理する必要はありますが、質問形式の面接だけでは、相手との間に信頼関係は生まれにくいと考えられます。相談者が話しているときに、うなずく、相づちを打つ、相談者のキーワードを繰り返すなどの方法を使い、面接を進めていくことが大切です。

次頁では、話を促すための技術的なことについて学びましょう！

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p18

相談面接のための技術⑨

話を引き出す

うなずき 相づちを打つ	面接の場面で、相談者に話してもらおうとケースワーカーが寡黙にしていただけでは、なかなか話しづらいものです。しかし、うなずきや相づちを打つことで、話しやすくなる効果があります。「なるほど」「そうですか」等は理解・同意を、「それで」「というと」等は話を促します。
要約・要点化	相談者は必ずしも整理して話せるとは限りません。むしろ感情的に整理されていなかったり、真の問題が何か不明な場合もあります。話しているうちに混乱してしまい、同じ話を繰り返したりします。このような場合、相談者の話の要点だけを整理して「・・・こんなことがあったのですね。つらかったのですね」といいます。また、相談者の話していることの焦点がずれてきたり、話が違う方向へ逸れそうになった場合は、主題に戻るよう働きかけましょう。
共感的な表現	相談者の話の内容や感情の流れに合わせ、共感的な表情、態度、言葉で受け答えすることは、自分の話を理解してもらっているという安心感を相談者に与えることにつながります。苦労や大変な思いをしたことを伝えたい相談者には「それは大変でしたね」などのねぎらい、自分の言動を認めてもらいたい相談者には「ごもっともだと思います」などの同意の受け答えが考えられます。また、会話のところで相談者の話を繰り返し、言い換えをすることで、相談者に対する共感を印象づけることも効果的です。共感的表現は、相談者の感情を正確に把握し、その感情を理解していることを自然な言葉で相談者に返す（反射）ことにつながります。
質問の工夫	相談者に事情・気持ちを尋ねる場合や、さらに詳しく話を聴きたい場合、相談者により多くを語ってもらう場合には、「はい」「いいえ」や一言でしか答えられない質問の仕方（閉ざされた質問）ではなく、「〇〇〇についてどう思いますか?」「〇〇について詳しく聴きたいのですが」などと聴いてみることを心掛けましょう（開かれた質問）。相談者が自由に自分の表現で答えることができます。一方で、事実確認を行う場合には、閉ざされた質問が有効なこともあります。開かれた質問を基本にしながら、状況に応じて閉ざされた質問を交えましょう。

21

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p18-19

相談面接のための技術⑩

観察

コミュニケーションの手段には、以下のものがあります。

- ・言葉を使った言語的コミュニケーション

- ・言葉を使わない非言語的コミュニケーション

⇒表情、身振り手振り、視線、声の大小、沈黙、トーン、服装、身に付けているもの、体全体の動き、姿勢など。コミュニケーションの85%以上を占める。

非言語的コミュニケーションは、相談者が抱える期待、不安、緊張などの心理状態を表現している一方、ひとつの心理状態を表現している訳ではありません。

- 「うつむいた姿勢で無言の相談者」

⇒面接に緊張？不安？ケースワーカーに対する不信感？憤り？

言語的コミュニケーションだけでなく、非言語的コミュニケーションもしっかり観察しておきましょう。相談者を多面的に洞察するための情報源として、非言語コミュニケーションを理解しておくことが重要です。

出典：厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月,p19

出典

【本研修教材作成に用いた資料】

- ・厚生労働省社会・援護局保護課『生活保護における相談対応の手引き』,平成21年3月.
- ・厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月.
- ・新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年.
- ・社会福祉養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座16 低所得者に対する支援と生活保護制度 第5版』中央法規,2019年.
- ・『社会福祉学習双書』編集委員会『社会福祉学習双書2018第9巻社会福祉援助技術論Ⅰ 相談援助の基盤と専門職／相談援助の理論と方法』全国社会福祉協議会,2018年.

ぜひ一度、目を通してみてください！



3 社会資源との連携・協働

社会資源との連携・協働とは

連携とは・・・

「同じ目的を持つ者が、互いに連絡を取り、協力しあって物事を行うこと」（広辞苑 第7版）と定義されています。

協働とは・・・

連携が意味する連絡・協力体制よりも、一層、被保護者の支援に関係する人びとが「一緒に取り組む」姿勢が強調された概念であり、そこには被保護者と一緒に取り組むという意味も含まれています。

連携・協働とは・・・

被保護者が課題解決に取り組んだり、生活が安心して営めるように、被保護者や被保護者を取り巻く環境に協力し合って働きかけていくことと考えられます。

社会資源との連携・協働の必要性

連携・協働が求められる背景

被保護者への自立支援を行うにあたり、福祉・保健医療・労働・司法などの関係機関のみならず、地域にある企業、NPO法人などの民間団体、住民とも協働し、新たな福祉課題に対応していくことが求められるようになりました。

連携・共同体制を構築する意義・必要性

- ①被保護者への的確かつ効果的な支援の実施
- ②被保護者自身の新たな人間関係の構築を通じた多様な考え方にふれる機会の創出
- ③新たな支援体制の構築や地域資源開発の推進

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p57をもとに作成。

社会資源との連携・協働のレベル

(1) 福祉各法との連携・協働

①同一事務所内の各法ソーシャルワーカーなどとの連携・協働

→被保護者の生活課題に応じて、各法ソーシャルワーカーなどと連携・協働を図りながら生活保護実践を行うことが大切になります。

同一組織内という利点があり、連絡調整が最も密にとれ、課題に即応できる関係にあるといえるでしょう。

②郡部福祉事務所（県所管）の生活保護ケースワーカーと身体障害者福祉、知的障害者福祉、老人福祉関係の町村役場の担当職員との連携・協働

→町村役場においては、高齢者、身体障害者および知的障害者の入所にかかわる相談援助活動が展開されています。被保護者においても、こうした世帯が増加していることをふまえると、**郡部福祉事務所の生活保護ケースワーカーは、よりいっそう町村役場と一体となり、相談援助活動の展開や在宅サービス・施設サービスの提供を進めていく**必要があります。

社会資源との連携・協働のレベル

③児童相談所、身体障害者・知的障害者更生相談所、婦人相談所などの福祉専門行政機関との連携・協働

→児童家庭問題について、**対応が難しいものについては児童相談所が、軽易なものについては福祉事務所が担当**することになっています。

女性相談は福祉事務所に配属されている婦人相談員と連携・協働し、**婦人相談所での一時保護や婦人保護施設の入所の必要性などを検討**していく必要があります。

身体障害者・知的障害者更生相談所との連携・協働については、各法担当ソーシャルワーカーと連携・協働し、**同機関での相談と医学的、心理的、職能的判定およびサービス給付**（補装具の処方・在宅および施設にかかわる自立支援給付の支給決定）について意見をもらいます。

④在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどサービス調整・提供機関のソーシャルワーカー・ケアマネジャーとの連携・協働

→地域のサービス提供機関と連絡調整を行いながら、**被保護者の在宅生活の維持強化あるいは退院・退所後の在宅生活の途を切り拓く**必要があります。

出典：岡部卓『新版 生活保護ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年,p75

社会資源との連携・協働のレベル

(2) 保健・医療との連携・協働

①保健との連携・協働

→要介護高齢者、一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯、障害者世帯、母子世帯、傷病者世帯などにとって**健康をどのように回復、維持、向上させていくか**は重要なことです。保健所、市町村保健センター、訪問看護ステーション・地域包括支援センター等の保健師など保健関係者と連絡調整をしながら、相談援助活動にあたる必要があります。

ここでは、保健師、看護師などとの関係が重要になってきます。

社会資源との連携・協働のレベル

(2) 保健・医療との連携・協働

②医療との連携・協働

→被保護者が療養に対して積極的に病識や治療に関する意欲を起こすのは、**生活保護ケースワーカーは当然のこと、医療関係者がどの程度被保護者にはたらきかけることができるかに左右されます。**医療関係者は、被保護者に対し、傷病についての理解と同意を求め、治療を円滑に進めなければなりません。

福祉事務所に配属している嘱託医から、**レセプトの見方、傷病や治療に関する基本的で重要な事柄、あるいは相談援助活動をすすめるうえで専門的なアドバイスなどを受けることも大切なことです。**とりわけ、長期療養に及んでいる方や難治性の疾病を抱える方に対する援助方針策定や見直しには、医療関係者の知見が必要不可欠です。

また、**就労能力の一部をなす身体能力の程度を確認するうえで、医学的診断は重要な要素となります。**しかし、**医学的診断はあくまでも身体的・精神的側面での判定であり、就労の可否に直結するものではありません。**重要な判断材料の一つとして活用するようにしてください。

ここでは、医師、看護師、医療ソーシャルワーカーとの連携・協働が重要になってきます。

出典：岡部卓『新版 生活保護ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年,p76

社会資源との連携・協働のレベル

(3) 就労斡旋機関との連携・協働

労働能力を活用するうえでは、年齢、性別、身体状況、障害の有無や程度、学歴、資格、これまでのキャリアなどから判断し、就労支援を行います。公共職業安定所（ハローワーク）、シルバー人材センターなどの機関との連携を考える必要があります。

就労し収入を得ることも大切ですが、**被保護者が将来的にも経済的な安定が得られること、またその人の能力が最大限発揮できるよう福祉的就労、生きがい就労、社会参加などといった幅広い視点かつ柔軟な発想をもって就労支援に取り組むことが大切**です。

ここでは、各機関担当者との関係が重要となってきます。

社会資源との連携・協働のレベル

(4) 地域との連携・協働

①地域の社会資源とりわけ民生委員・児童委員との連携・協働

→民生委員、児童委員には、**被保護者の生活状態を適宜把握してもらうとともに、被保護者に何か困ったこと、不測の事態が生じたときに報告・連絡を行いつつ対処を検討する必要があります。**
日ごろからの関係性、信頼関係が大切です。

②親族、近隣の人びとなどインフォーマルな人たちとの連携・協働

→被保護者の問題・課題解決に向けたインフォーマルな精神的・物的支援は、被保護者の生活の支えとなります。とりわけ、役所の休庁期間など、**公的機関のかかわりができないときは、親族、近隣などの協力が不可欠**となります。**ただし、被保護者のプライバシーには留意しなければなりません**。

出典：岡部卓『新版 生活保護ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年,p77

社会資源との連携・協働のレベル

(5) その他

社会保険事務所、労働基準監督署、家庭裁判所、警察署、消防署などの連携も念頭において相談援助活動を行ってください。

また、場合によっては、ガス会社、電力会社、水道事業者から被保護者の生活情報を得ることもあります。

社会資源との連携・協働のステップ

STEP①

被保護者を中心とした体制構築

被保護者に対して、できる限りチームで関わることで、どんなメンバーが連携・協働するかを被保護者自身が理解できるように説明し、同意を得ることを心がけてください。

STEP②

メンバー同士の相互理解

関係機関の方々とは、お互いの役割や「できること」「できないこと」を共有しておく必要があります。こうした相互理解がない場合、お互いに無理な対応を期待してしまう、責任を押し付けあうということが起こりやすくなります。チームで支援をする場合は、できるだけミーティングやカンファレンスなど、直接顔を合わせる機会をつくってください。

STEP③

適切な情報共有

特にこれからの時代は、連携・協働の際に守秘義務を課されている専門職ばかりでなく、地域住民など様々な人がメンバーとなる可能性があります。まずは、連携・協働するメンバーを理解したうえで、共有すべき情報を適切に判断する必要があります。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p57-58をもとに作成。

社会資源との連携・協働のステップ

メンバー同士の相互理解のコツ☕

ミーティングやカンファレンスをよりよいものにするために、自己紹介を少し工夫してみましょう。

- ▶ 今の仕事を「漢字一文字」であらわすと？
そしてその理由は？
- ▶ 最近嬉しかったことは？
- ▶ これまでの経験を話してみる
- ▶ これだけは任せて！という得意分野は？
(仕事のことでそれ以外のことで1つずつ) など

お互いのプロフィールやその人の持ち味が伝わるような自己紹介をすることで、**それぞれがもっているものを生かした支援体制を構築することが可能**になります。**何より、安心感が生まれます**。ぜひ、おためしください！

さまざまな連携・協働におけるポイント①

(1) 職場内の連携・協働

職場内での相互理解

よりよい援助・支援を行ううえでは、まずは職場内での相互理解を図ることが不可欠です。

それぞれの役割を知る

よりよい援助・支援を行ううえでは、まずは職場内での相互理解を図ることが不可欠です。現在の福祉事務所（保護担当課）には、所長、課長、係長、査察指導員、ケースワーカー、面接相談員、就労支援員に代表される自立支援を担う専門職員、事務職員など様々な業務を担う担当職員がともに働いています。皆さまの職場では、それぞれの守備範囲や業務特性などを理解し合っていますか。

また、援助や支援の場面において、例えば「**ケースワーカーは厳しい役**」「**支援員はやさしい役**」など、**役割を固定**して考えてしまっていないですか。職場内では、常に「**すべての職員が住民の命と生活を支え、一人ひとりがよりよい生活が営めるようにすることを目的として組織で仕事をしている**」ということを共有しておきたいものです。

職員のもつネットワークは宝の山！

職員一人がそれぞれの経験のなかで培ったネットワークは、組織の連携・協働の体制を豊かにする宝物です。

日頃から、個々の経験やネットワークを共有し、連携・協働の場面に活かしてください。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p59をもとに作成。

さまざまな連携・協働におけるポイント②

(2) 関係機関との連携・協働

顔の見える関係づくりを

連携・協働を円滑なものにできるかどうかは、「**相互理解**」をいかに図っていくかにかか**っている**と言っても過言ではありません。

お互いに多忙な中で、電話だけでやりとりすることも少なくないでしょうが、もし、電話だけでは「うまくいかない」と感じたときは、**直接訪問して、話をしてみることをおすすめします**。そうすることで、「**うまくいかない**」と感じた背景や状況を理解できることもあります。この場合、「待ちの姿勢」ではなく、**積極的に向かい合っていくことがポイント**です。

組織的な関係構築も重要

関係機関との連携・協働については、**組織的に取り組むことがとても重要**です。日常的にやりとりすることの多い医療機関、社会福祉施設・事業所、ハローワークなどについては、新任ケースワーカーが着任してできるだけ早い時期に、場所と担当者を紹介するかたちでの訪問をすることが望ましく思われます。

査察指導員や、先輩ケースワーカーの少しの配慮で、組織的な連携・協働の体制が構築されるものと期待されます。

さまざまな連携・協働におけるポイント③

(3) 地域の方がたとの連携・協働

地域の方がたとの連携・協働における配慮

地域にある企業、NPO法人、住民との協働の際に今一度確認したいのは、**被保護者が生活保護を受給していることは、ケースワーカーが守るべき個人情報である**ということです。地域の方がたとの連携・協働の体制構築の際には、ステップ1・2・3の基本に立ち戻っていただくとともに、不必要に地域の方がたに生活保護を受給していることを明かさぬよう、配慮したいものです。

生活保護制度の理念の周知を大切に

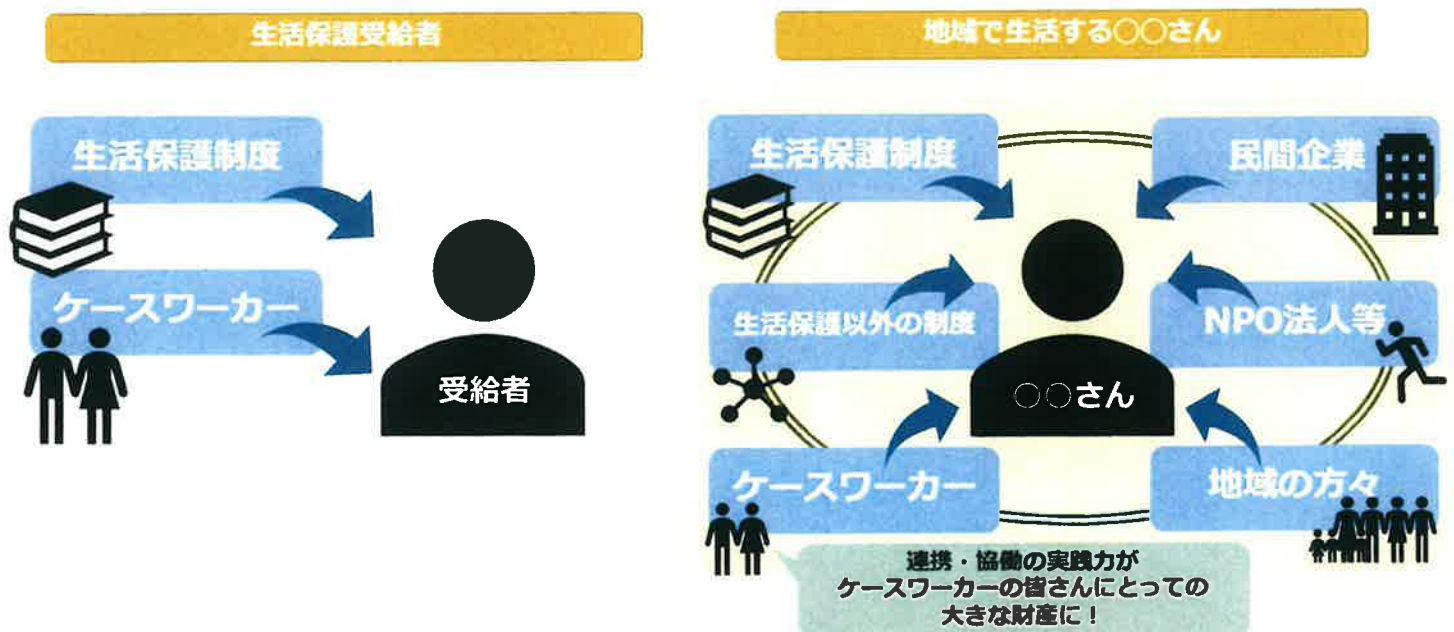
生活保護制度は、残念ながら制度の理念や考え方が、正しい形で一般市民に理解されていない状況があります。現在の生活保護法は、**貧困に陥った理由を表層的にとらえることなく、無差別平等に制度の実施を通して「健康で文化的な最低限度の生活」を保障していくことを規定**しています。

地域の方がたとの連携・協働の機会には、「保護のしおり」を活用していただきながら、**生活保護制度の正しい理念、あり方の周知**に努めていただきたいと思います。

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年,p60-61をもとに作成。

連携・協働は自立支援の大きな力

自立支援をよりよく実施するために・・・



自立支援をよりよく実施するには、「生活保護受給者」ではなく、「地域で生活する〇〇さん」として、さまざまな人との連携・協働の体制の中で、それぞれのペースでチャレンジできる環境づくりが不可欠です。

被保護者に「生活保護制度」「ケースワーカー」しかないという環境は、望ましいものではありません。

さまざまな方々との連携・協働体制こそが、生活保護受給者の自立支援の大きな力になります。

ぜひ協力し合える仲間を増やし、ネットワークを広げていってください。

30

【本研修教材作成に用いた資料】

- 新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会,2018年.
- 岡部卓『新版 生活保護ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年.
- 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料『自立支援の手引き』,平成20年3月.

ぜひ一度、目を通してみてください！



＜参考資料＞

以下の資料は、令和5年度福祉事務所等面接相談員研修のために講師がリストアップしたものです。

（ホームページ）

- <https://www.jri.or.jp/cwkenstu-kyouzai2018/>

「平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業 生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業 一般社団法人日本総合研究所」の成果物が掲載されているホームページ。本日の研修資料のオリジナルや講義で取り上げることができなかった内容に関する資料が掲載されている。

（書籍）

- 「[増補版] プロケースワーカー100の心得—福祉事務所・生活保護担当員の現場でしたたかに生き抜く法」 柴田純一 現代書館

講師が駆け出しのケースワーカーの頃、業務の参考にした本。ただし、書いてある内容を100%取り入れていたわけではない。

- 「Q&A 生活保護手帳の読み方・使い方 第2版——よくわかる 生活保護ガイドブック（よくわかる生活保護ガイドブック）」 吉永純 明石書店

- 「Q&A 生活保護ケースワーク 支援の基本（よくわかる 生活保護ガイドブック2）」 吉永純 明石書店

- 「シリーズ 今日から福祉職 押さえておきたい 公的扶助・生活保護行政」 元田宏樹 ぎょうせい

- 「福祉知識ゼロからわかる！ 生活保護ケースワーカーの仕事の基本」 山中正則 学陽書房

- 「生活保護ケースワーカーはじめての現場の実務」 山中正則 学陽書房

- 「失敗事例に学ぶ生活保護の現場対応 Q&A」 眞鍋彰啓 民事法研究会

これらは、数少ない生活保護ケースワーカーの参考書。それぞれに参考になるところがあるので、職場で購入して、みんなで読んでみては。

- 「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」 小山進次郎 全国社会福祉協議会
生活保護法の逐条解説 生活保護法を作った人が書いた本なので、おそらく日本で一番正しい生活保護法の解説書 福祉事務所に必ず1冊はあるはず。査察指導員以上を目指す人は側に置いておきたい。

- 「ケーキの切れない非行少年たち」 宮口幸治 新潮新書

発達障害や知的障害の境界にあることで、認知能力、理解力が低い人々が人口の十数%いるという現実にはスポットを当てた本。このような人々が要保護者の中にも多数いると考えられる。面接の時はこのことを頭においてほしい。

○「バカと無知」橘玲 新潮新書

P78「PARTⅡ バカと無知 11 日本人の3人に1人は日本語が読めない？」

↑と同様に発達障害や知的障害の境界にある人の実態を、国際的な調査の結果を元に記述している。説明を読んで生活保護の申請書を正しく記入するためには、偏差値 60 程度の能力（MARCH や関関同立）が必要になるという。そうすると、自力で生活保護を申請できるのは日本人の5人に1人しかいないらしい。

（漫画・小説・ドラマ・映画）

○「健康で文化的な最低限度の生活」柏木ハルコ 小学館（ビッグコミックス 全 11 巻）

福祉事務所の生保ケースワーカーを主人公とする珍しい漫画。福祉事務所の新人ケースワーカーが同僚達と経験値を上げていくストーリー。訪問調査や就労指導、収入認定などCWなら誰もが経験することにフォーカスしながら、様々な事例をとりあげている。下手な入門書よりも参考になるかもしれない。吉岡里穂主演でドラマ化されたので、男性職員にはそちらも勧める。

※ 講師おすすめ

○「護られなかった者たちへ」中山七里 宝島社文庫、映画配給松竹

東日本大震災後の宮城県を舞台に生活保護の受給手続きをテーマとするサスペンス。佐藤健、阿部寛主演で映画化されている。非常に重い内容であるが、生活保護のCWは、一般の視聴者とは全く違った視点から見ることができる。アマプラ等で配信されている。

○「ナニワ金融道」青木雄二 講談社（モーニング KC 全 19 巻）

大阪のマチ金会社「帝国金融」を舞台に、営業マン灰原達之と、借金にまつわる因業深い人間模様を描いた漫画。内容は古いが、消費者金融、詐欺、様々な制度の仕組みなどがわかりやすい。中居正広主演でドラマ化もされた。

○「闇金ウシジマくん」真鍋昌平 小学館（ビッグコミックス 全 46 巻）

↑と同様なテーマを扱う漫画 より暴力性、犯罪性が高いストーリーで登場人物の心理描写が細かい。山田孝之主演でドラマ化、映画化された。

○「呪術廻戦 懐玉・玉折編」芥見下々 集英社、TBS

この世は、真面目で才能がある者ほど、現実には耐えられず、ダメージを受け、悩みすぎて病んでしまう理不尽な社会なのか？でも、我々は夏油傑のように非術師と被保護者を重ねてはいけない。五条悟のように脳天気仲間を増やそう。

～ 研修おつかれさまでした ～

アンケートのお願いについて

今後の本研修会充実のため、アンケートに御協力ください。

研修閉講後に、下記 QR コードまたはメールに添付しております URL から

アンケートフォームへ回答をお願いいたします。

回答期限：令和 5 年 9 月 22 日（金）

